



本工事費内訳書

起工 設計書

記号	名称	品質・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
	令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事						
	直接工事費		1.00	式			
	共通仮設費		1.00	式			
	純工事費		1.00	式			
	現場管理費		1.00	式			
	工事原価		1.00	式			
	一般管理費		1.00	式			
	契約保証費		1.00	式			
	工事価格		1.00	式			
	消費税相当額	10.0%	1.00	式			
	合計		1.00	式			















# 本工事費内訳書

起工 設計書

記号	名称	品質・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(1)	発生材運搬						
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り コンクリート類	87.0	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り 木材類	14.4	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り 金属類	4.6	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り 廃プラスチック類	10.8	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り 石膏ボード類	3.1	m3			
	発生材運搬	4t車/60.0km以下 DID区間有り アスベスト含有建材(レベル3)	1.7	m3			
	(1).計						
(2)	発生材処分						
	発生材処分	コンクリート類	182.0	t			
	発生材処分	木材類	14.4	m3			
	発生材処分	金属類	4.6	m3			
	発生材処分	廃プラスチック類	10.8	m3			
	発生材処分	石膏ボード類	3.1	m3			
	発生材処分	アスベスト含有建材(レベル3)	1.7	m3			
	スクラップ	鉄(鉄筋・鉄骨共)	16.2	t			
	スクラップ	電線類	78.7	kg			
	(2).計						









# 本工事費内訳書

起工 設計書

記号	名称	品質・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(1)	発生材運搬						
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り コンクリート類	2.7	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り アスファルト類	54.5	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り 木材類	1.2	m3			
	発生材運搬	4t車/12.0km以下 DID区間有り 金属類	0.1	m3			
(1).計							
(2)	発生材処分						
	発生材処分	コンクリート類	5.2	t			
	発生材処分	アスファルト類	128.0	t			
	発生材処分	木材類	1.2	m3			
	発生材処分	金属類	0.1	m3			
(2).計							

# 特記仕様書（解体工事）

## I 工事概要

1. 工事名 令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事
2. 工事場所 龍ヶ崎市馴柴町1区21番地1
3. 敷地面積 1,013.00 m<sup>2</sup>
4. 建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、各階床面積、等）

(1) 工事範囲

(2) 建物概要

(全体)

建物名称	西部出張所		
構造	鉄骨造	造 一部 造	造 一部 造
階数	地上 1階	地上階 地下階	地上階 地下階
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延べ面積	110.00 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

### 5. 別途工事

- ・
- ・
- ・

---

(H14.05.30 作成)	(H27.05.15 改定)	(R03.04.30 改定)
(H15.06.01 改定)	(H28.04.25 改定)	(R04.05.15 改定)
(H17.10.01 改定)	(H29.04.25 改定)	(R05.05.15 改定)
(H19.07.01 改定)	(H30.04.25 改定)	(R06.05.15 改定)
(H25.05.15 改定)	(H31.04.25 改定)	(R07.05.15 改定)
(H26.05.15 改定)	(R02.04.30 改定)	

## Ⅱ 解体工事仕様

### 1. 共通事項

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下部仕様書等のうち、を付けたものを適用する。

建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）（以下、「解体共通仕様書」という。）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

・公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）（以下、「木造標準仕様書」という。）

### 2. 特記事項

(1) 項目は、番号に印の付いたものを適用する。

特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。

◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。

(2) 特記事項に記載の< >内表示番号は、解体共通仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

(3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 特記事項に記載の[ ]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項																			
1 共通事項	1 リサイクルの優先順位	(1)発生抑制の徹底 (2)現場分別の徹底 (3)再使用の徹底 (4)再資源化・再生資材利用の徹底 (5)適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の6を参照)																			
	2 石綿含有建材の調査	省略 [1.5.1]																			
	3 施工数量調査	省略 <1.5.2>																			
	4 技能士	省略 <1.6.2>																			
		<table border="1"> <tr> <td>工事項目</td> <td>技能検定職種</td> <td>技能検定作業</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> </table>	工事項目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・とび作業													
工事項目	技能検定職種	技能検定作業																			
仮設工事	とび	・とび作業																			
5 契約直後・施工中の提出書類	<p>契約書、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督職員に提出する。</p> <p>契約直後に提出する書類  ※コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項2参照）  ※火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類  ※建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙  ※その他 監督職員が必要と認め、指示した書類及び部数</p> <p>施工中に提出する書類  ※施工体制台帳の写し  ※施工体系図の写し  ※コリンズへの変更・訂正登録が確認できる書類（付記事項2参照）  ※産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等）  ※産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し  ※建設副産物実態調査に関する出力調査票  ※その他 監督職員が必要と認め、指示した書類及び部数</p>																				
6 完成時の提出書類	<p>(1.7.1~1.7.3) (表1.7.1)</p> <p>契約書、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督職員に提出する。</p> <p>・完成図  ※作成する  提出書類及び部数  ・原図（・A1 ・A2 ・A3） 部数 1部  ※製本（・A1 ・A2 ※A3） 部数 1部  ※CAD データ（JWW 形式） 部数 CD-R（1枚）  ・作成しない</p> <p>・写真</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>内容</th> <th>枚数</th> <th>提出方式</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>工事写真</td> <td>適宜</td> <td>電子データ（JPEG 形式）</td> <td>CD-R（1枚）</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>完成写真（支払用：内外観）</td> <td>各2枚以上</td> <td>A4 版</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>完成写真</td> <td>適宜</td> <td>・カー印画紙キャビネット用 ・電子データ</td> <td>・1部 ・CD-R</td> </tr> </tbody> </table> <p>カー印画紙キャビネット用は黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300程度とする  完成写真（カー印画紙キャビネット用）の撮影業者  ※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督職員が承諾する撮影業者</p>	適用	内容	枚数	提出方式	部数	※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）	・	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	A4 版	1部	・	完成写真	適宜	・カー印画紙キャビネット用 ・電子データ	・1部 ・CD-R
適用	内容	枚数	提出方式	部数																	
※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）																	
・	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	A4 版	1部																	
・	完成写真	適宜	・カー印画紙キャビネット用 ・電子データ	・1部 ・CD-R																	

章	項 目	特 記 事 項
		<p>・保全に関する資料 部数 ※1部</p> <p><input type="checkbox"/> コリンスへの完成登録が確認できる書類（付記事項の2を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 監督職員が必要と認め、指示した書類及び部数</p>
7	埋蔵文化財	省略

章	項目	特記事項
2 仮設工事	1 足場等	<p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> <p>なお、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p>
	2 騒音・粉じん等の対策	<p style="text-align: right;">&lt;2.2.1&gt;</p> <p>※防音パネル（足場等の設置範囲及び高さ ※図示による）          ・防音シート  <input type="checkbox"/> ネット状養生シート</p>
	3 監督員事務所	<p style="text-align: right;">&lt;2.3.1&gt;</p> <p>・設ける          規模： m程度          仕上げの程度： 程度          備え付ける備品：          ・机 脚 ・椅子 脚 ・ロッカー 台 ・書棚 台          ・ホワイトボード ・製図板 ・掛時計 ・寒暖計          ・ゴム長靴 ・雨合羽 ・保護帽 ・懐中電灯          ・安全帯 ・受注者加入電話の子機 ・暖冷房機          ・消火器 ・湯沸器 ・掃除具          ・その他（ ）          ※設けない</p>
	4 工事用水	<p>構内既存の施設          ・なし          ※あり <input type="checkbox"/> 利用できる（有償） ・利用できない</p>
	5 工事電力	<p>構内既存の施設          ・なし          ※あり <input type="checkbox"/> 利用できる（有償） ・利用できない</p>
	6 工事看板	<p style="text-align: right;">&lt;2.3.1&gt;</p> <p>※設置する          設置の場所 <input type="checkbox"/> 協議による（ ）          記載事項（※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期          ※施工者）          大きさ（※H900mm×W1800mm程度 ・ ）          ・設置しない</p>
	7 散水設備	<p>場内から土ほこり等が発生しないように散水等を行う。          排水先等も事前に検討し、周辺へ悪影響のないようにする。</p>

章	項目	特記事項
3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等	省略 <3.2.1>
	2 杭の処理	杭の処理 ・行う <input type="checkbox"/> 行わない 杭の解体工法 ・引抜き工法 引抜いた杭の処理（※図示による <input type="checkbox"/> 処分 ） ・破砕による解体 <3.9.2>
	3 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 <input type="checkbox"/> 行う（※図示による ・ ） <3.11.1>
	4 地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 <input type="checkbox"/> 行う（※図示による <input type="checkbox"/> 解体対象建物に付属する柵に接続されているすべての配管） <3.12.1>
	5 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ・機械設備図による <input type="checkbox"/> 下記による ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壤に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。  解体事前処理（冷媒） 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器 <input type="checkbox"/> 機械設備図による ・ 冷媒を回収した後撤去を行う機器 <input type="checkbox"/> 機械設備図による ・ <3.2.1>
	6 照明設備等	電柱の撤去 ・行う（※図示による ・ ） <input type="checkbox"/> 行わない 外灯の撤去 ・行う（※図示による ・ ） <input type="checkbox"/> 行わない <3.10.1>

章	項目	特記事項												
	7 建設発生土の処理	<p>・構外搬出適切処理 ・構内指示の場所に堆積 <input type="checkbox"/> 構内指示の場所に敷き均し  構外搬出の場合は、原則として 50km 範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。  なお、他の工事との受け入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場  (ストックヤードを含む) に搬出することを妨げない。</p> <p>※建設発生土の再利用</p> <table border="1" data-bbox="529 376 1465 763"> <thead> <tr> <th>処理方法</th> <th>搬出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・現場内利用</td> <td>仮置き場所住所 ( ) 借地 ・有り ・無し</td> </tr> <tr> <td>・工事間流用</td> <td>相手工事番号及び名称 ( ) 住所 ( )</td> </tr> <tr> <td>・捨土 (公共用地)</td> <td>管理者名 ( ) 住所 ( )</td> </tr> <tr> <td>・ストックヤード</td> <td>ストックヤードの名称 ( ) 住所 ( )</td> </tr> <tr> <td>・未確定</td> <td>相手工事番号及びの名称 ( ) (予定) 住所 ( )</td> </tr> </tbody> </table> <p>土質 ・ローム ・シルト ・砂質土 ・レキ質土 ・  土量 m<sup>3</sup> (地山換算土量)  片道運搬距離 km  条件 (昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等)  ・</p> <p>現場内利用を行う場合、現場外に仮置き場を設けて時期調整を行い、周辺環境に配慮  し必要な措置を講じること。  工事間流用を行う場合、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。  工事間流用、捨土の場合、搬出手続き等は監督職員の指示による。  ストックヤードに搬出する場合は、付記事項の3を参照。</p>	処理方法	搬出先	・現場内利用	仮置き場所住所 ( ) 借地 ・有り ・無し	・工事間流用	相手工事番号及び名称 ( ) 住所 ( )	・捨土 (公共用地)	管理者名 ( ) 住所 ( )	・ストックヤード	ストックヤードの名称 ( ) 住所 ( )	・未確定	相手工事番号及びの名称 ( ) (予定) 住所 ( )
処理方法	搬出先													
・現場内利用	仮置き場所住所 ( ) 借地 ・有り ・無し													
・工事間流用	相手工事番号及び名称 ( ) 住所 ( )													
・捨土 (公共用地)	管理者名 ( ) 住所 ( )													
・ストックヤード	ストックヤードの名称 ( ) 住所 ( )													
・未確定	相手工事番号及びの名称 ( ) (予定) 住所 ( )													
	8 建設汚泥	省略												
	9 解体後の整地	<p style="text-align: right;">&lt;3.13.1&gt;</p> <p>解体後の埋戻し及び盛土  <input type="checkbox"/> 行う  整地高さ  <input type="checkbox"/> 現状 GL ・図示  埋戻し及び盛土の材料  <input type="checkbox"/> 山砂の類 ・他現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂  埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30cm 程度毎に締め固めること。  ・行わない</p> <p style="text-align: right;">(22.9.2)</p> <p>表層の砂利敷き  ※行わない  ・行う (・砂利敷き B 種 ・)</p>												

章	項目	特記事項																								
4 建設廃棄物の処理	1 一般事項	<p>※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合は、距離に関係なく再資源化施設に搬出する。</p> <p>※建設発生木材 建設発生木材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合、工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設がある場合は、再資源化施設に搬出するものとし、施設処理能力等により搬入困難な場合や範囲内に再資源化施設がない場合は、焼却施設などへ搬出し減量化を行う。</p> <p>※金属くず 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、分電盤、端子盤、電線管類等にあつては、原則として有価物として搬出する。 有価物として搬出できないものについては、産業廃棄物として再資源化施設に搬出する。</p> <p>※伐採、伐根材 伐採、伐根材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお、再資源化施設がない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は焼却施設に搬出する。</p> <p>※刈り草、剪定枝 刈り草、剪定枝に関しては、原則として現場内での再生利用、その他の有効利用又は再資源化施設に搬出する。 なお、再資源化施設が現場より 40km 範囲以内でない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は、焼却施設に搬出する。</p>																								
	2 再資源化等 (再資源化及び削減)	省略 <4.4.1>																								
	3 再資源化し、現場で 利用する建設廃棄物	省略 <4.4.1>																								
	4 産業廃棄物 広域認定制度の活用	省略 <4.4.2>																								
	5 最終処分する 建設廃棄物	<table border="1" data-bbox="528 1406 1489 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1406 762 1451">廃棄物の種類</th> <th data-bbox="762 1406 1238 1451">最終処分場</th> <th data-bbox="1238 1406 1353 1451">数量</th> <th data-bbox="1353 1406 1489 1451">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1451 762 1541">コンクリート塊、 アスファルト塊</td> <td data-bbox="762 1451 1238 1541">名称 ( 環境通信輸送 ) 住所 ( 牛久市福田町向原 2012-264 ) 片道運搬距離 ( 12.0 ) km</td> <td data-bbox="1238 1451 1353 1541">・</td> <td data-bbox="1353 1451 1489 1541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1541 762 1630">木材、金属、 廃プラスチック、 石膏ボード</td> <td data-bbox="762 1541 1238 1630">名称 ( 環境通信輸送 ) 住所 ( 牛久市福田町向原 2012-264 ) 片道運搬距離 ( 12.0 ) km</td> <td data-bbox="1238 1541 1353 1630">・</td> <td data-bbox="1353 1541 1489 1630"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1630 762 1720"></td> <td data-bbox="762 1630 1238 1720">名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km</td> <td data-bbox="1238 1630 1353 1720">・</td> <td data-bbox="1353 1630 1489 1720"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1720 762 1809"></td> <td data-bbox="762 1720 1238 1809">名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km</td> <td data-bbox="1238 1720 1353 1809">・</td> <td data-bbox="1353 1720 1489 1809"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1809 762 1899"></td> <td data-bbox="762 1809 1238 1899">名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km</td> <td data-bbox="1238 1809 1353 1899">・</td> <td data-bbox="1353 1809 1489 1899"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="528 1921 1489 2049">上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督職員と協議し承諾を得ること。</p>	廃棄物の種類	最終処分場	数量	備考	コンクリート塊、 アスファルト塊	名称 ( 環境通信輸送 ) 住所 ( 牛久市福田町向原 2012-264 ) 片道運搬距離 ( 12.0 ) km	・		木材、金属、 廃プラスチック、 石膏ボード	名称 ( 環境通信輸送 ) 住所 ( 牛久市福田町向原 2012-264 ) 片道運搬距離 ( 12.0 ) km	・			名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	・			名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	・			名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	・	
	廃棄物の種類	最終処分場	数量	備考																						
コンクリート塊、 アスファルト塊	名称 ( 環境通信輸送 ) 住所 ( 牛久市福田町向原 2012-264 ) 片道運搬距離 ( 12.0 ) km	・																								
木材、金属、 廃プラスチック、 石膏ボード	名称 ( 環境通信輸送 ) 住所 ( 牛久市福田町向原 2012-264 ) 片道運搬距離 ( 12.0 ) km	・																								
	名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	・																								
	名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	・																								
	名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	・																								

章	項目	特記事項			
	6 処理に注意を要する 建設廃棄物	<4.5.1>			
		廃棄物の種類	処分場、処分施設	数量	備考
		※石綿含有 せっこうボード	名称 ( エコフレイかさま ) 住所 ( 笠間市福田 165 版 1 ) 片道運搬距離 ( 60.0 ) km	.	
		・ひ素・カドミウム 含有せっこうボ ード	名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	.	
		・上記以外の せっこうボード	名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	.	
		・CCA 処理木材	名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	.	
			名称 ( ) 住所 ( ) 片道運搬距離 ( ) km	.	
		上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督職員と協議し承諾を得ること。			

章	項目	特記事項
5 特別管理産業 廃棄物の処理	1 施工調査	省略 <5.1.2>
	2 分析調査	省略 <5.1.2>
	3 特別管理産業 廃棄物の処理	省略 <5.4.1>
	4 PCBを含む 機器類	省略 <5.4.1>
	5 PCB含有 シーリング材	省略 <5.4.1>
	6 ダイオキシン 類	省略 <5.4.1>

章	項目	特記事項
6 石綿含有建材の除去及び処理	1 石綿含有建材の除去工事	省略 <6.1.3>
	2 石綿含有建材の処理	省略 <6.3.1~6.3.3><6.4.1~6.4.4><6.5.1~6.5.4> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有吹付け材の除去               <ul style="list-style-type: none"> <li>除去対象範囲 ・ 図示による ・</li> <li>除去工法 ※解体工事共通仕様書 6.3.2 による ・</li> <li>除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固形化</li> <li>除去した石綿含有吹付け材等の処分                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・ 中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・石綿含有保温材等 (石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む) の除去               <ul style="list-style-type: none"> <li>除去対象範囲 ・ 図示による ・</li> <li>除去工法 ・ 手ばらし ・ 破碎して除去</li> <li>除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固形化</li> <li>除去した石綿含有保温材等の処分                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・ 中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>□石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外) の除去               <ul style="list-style-type: none"> <li>除去対象範囲 □ 図示による ・</li> <li>除去した石綿含有成形板の処分                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石綿含有せっこうボード</li> <li>※埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>□石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板                       <ul style="list-style-type: none"> <li>□埋立処分 (安定型最終処分場)</li> <li>・ 中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・石綿含有成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第一種) の除去               <ul style="list-style-type: none"> <li>除去対象範囲 ・ 図示による ・</li> <li>隔離養生 (負圧不要) 方法 ・ ビニールシート等による養生を行う ・</li> <li>足場 ・ 図示による ・</li> <li>除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立処分 (安定型最終処分場)</li> <li>・ 中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板 (下地調整材) の除去               <ul style="list-style-type: none"> <li>除去対象範囲 ・ 図示による ・</li> <li>着工前の試験施工 ※行う ・ 行わない</li> <li>除去工法                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法</li> <li>・ 集じん装置併用手工具ケレン工法</li> <li>・ 集じん装置付き高圧水洗工法 (15MPa 以下、30~50MPa 程度)</li> <li>・ 集じん装置付き超高圧水洗工法 (100MPa 以上)</li> <li>・ 剥離剤併用超音波ケレン工法</li> <li>・ 剥離剤併用手工具ケレン工法</li> <li>・ 剥離剤併用高圧水洗工法 (30~50MPa 程度)</li> <li>・ 剥離剤併用超高圧水洗工法 (100MPa 以上)</li> <li>・ 超音波ケレン工法 (HEPA フィルター付き掃除機併用)</li> </ul> </li> <li>除去した石綿含有建築用仕上塗材の処分                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋立処分 (安定型最終処分場)</li> <li>・ 埋立処分 (管理型最終処分場)</li> <li>・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	3 リフラクトリーセラミックファイバーの処理	省略

章	項目	特記事項	
7	1 施工調査	<7.1.3>	
特殊な建設副産物の処理	2 回収及び処分	省略	
		<7.3.1>	
		回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考
		<input type="checkbox"/> フロン	
		・ 建材用断熱材フロン	
		・ ハロン	
		・ イオン化式感知器	
		・ 六ふっ化硫黄 (SF6) ガス	
		・ PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スロホン酸))	
		・ 特定化学物質 ( )	
・ その他の特殊な建設副産物 ( )			
回収又は処分			
<input type="checkbox"/> 機械設備図による			
・			

章	項 目	特 記 事 項
8 周辺建築物等調査	1 周辺建築物等調査	省略

章	項目	特記事項												
【建築工事】 舗装工事	1 路床	<p>(22.2.2) (22.2.3) (22.2.5) (表 22.2.1)</p> <p>路床の材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・盛土</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土</td> <td>・図示による ・</td> </tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td> <td>・再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂(標準仕様書 表 21.2.2 による) ・</td> <td>・図示による ・</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>・標準仕様書 表 22.2.3(3)による ・</td> <td>・図示による ・</td> </tr> </tbody> </table> <p>凍上抑制層に用いる材料に砂を使用する場合の粒度試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行う</li> <li>・行わない</li> </ul> <p>・路床安定処理 安定処理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・置き換え工法 (・ )</li> <li>・安定処理工法</li> </ul> <p>路床安定化処理用添加材料</p> <p>種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメント B種 ・フライアッシュセメント B種 ・生石灰 (・特号 ・1号) ・消石灰 (・特号 ・1号) ・固化剤 (・セメント系 ・石灰系)</p> <p>添加量 ・ kg/ m<sup>3</sup> (目標 CBR ※3 以上 ・ )</p> <p>試験</p> <p>路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・行う ( 箇所) ・行わない 現場 CBR 試験 <input checked="" type="checkbox"/> 行う ( 3 箇所) ・行わない 安定処理土の CBR 試験 ・行う ・行わない 路床締固め度の試験 <input checked="" type="checkbox"/> 行う ( 3 箇所) ・行わない 六価クロム溶出試験 <input checked="" type="checkbox"/> 行う ・行わない</p>	種別	材料	厚さ (mm)	・盛土	<input checked="" type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示による ・	・凍上抑制層	・再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂(標準仕様書 表 21.2.2 による) ・	・図示による ・	・フィルター層	・標準仕様書 表 22.2.3(3)による ・	・図示による ・
	種別	材料	厚さ (mm)											
・盛土	<input checked="" type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示による ・												
・凍上抑制層	・再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂(標準仕様書 表 21.2.2 による) ・	・図示による ・												
・フィルター層	・標準仕様書 表 22.2.3(3)による ・	・図示による ・												
2 路盤	<p>(22.3.2) (22.3.3) (表 22.3.1)</p> <p>路盤及び厚さ ・図示による ・</p> <p>路盤材料 (標準仕様書表 22.3.1 による種別)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">砕石</td> <td>・クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生材</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td>・再生粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄鋼スラグ</td> <td>・クラッシュラン鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>・粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> </tbody> </table>	種別		砕石	・クラッシュラン	・粒度調整砕石	再生材	<input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュラン	・再生粒度調整砕石	鉄鋼スラグ	・クラッシュラン鉄鋼スラグ	・粒度調整鉄鋼スラグ	・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	
種別														
砕石	・クラッシュラン													
	・粒度調整砕石													
再生材	<input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシュラン													
	・再生粒度調整砕石													
鉄鋼スラグ	・クラッシュラン鉄鋼スラグ													
	・粒度調整鉄鋼スラグ													
	・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ													

章	項 目	特 記 事 項
	3 アスファルト舗装	<p>(22.4.2～22.4.6) (表 22.4.4)</p> <p>アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示による ・</p> <p>舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・</p> <p>材料</p> <p>アスファルト <input type="checkbox"/>再生アスファルト</p> <p>(標準仕様書 表 22.4.1 による種類： ・ 60～80 ・ 80～100)</p> <p>・ ストレートアスファルト</p> <p>骨材 ・ 道路用砕石</p> <p><input type="checkbox"/>アスファルトコンクリート再生骨材</p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類</p> <p>・ 密粒度アスファルト混合物 (13)</p> <p>・ 細粒度アスファルト混合物 (13)</p> <p>・ 密粒度アスファルト混合物 (13F)</p> <p>試験</p> <p>アスファルト混合物等の抽出試験 <input type="checkbox"/>行う ・ 行わない</p> <p>加熱混合物製造施設</p> <p>※茨城県指定のアスファルトコンクリート合材混合所</p>
4	コンクリート舗装	(22.5.2～22.5.4) (22.5.6) (表 22.5.1) (表 22.5.3) 省略
5	カラー舗装	(22.6.2～22.6.4) 省略

章	項目	特記事項																						
	6 透水性舗装	<p>(22.7.2) (22.7.3) (22.7.6)  透水性アスファルト舗装  舗装の構成 ・ 図示による</p> <p>材料  骨材 ・ 道路用砕石  <input type="checkbox"/> アスファルトコンクリート再生骨材  (標準仕様書 表 22.4.1 による種類： ・ 60～80 ・ 80～100)</p> <p>舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの ・  試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 <input type="checkbox"/> 行う ・ 行わない  (22.5.2～22.5.4) (22.5.6)  <input type="checkbox"/> 透水性アスファルト舗装  コンクリート舗装に対する基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大粒径 (mm)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>20 以上</td> </tr> <tr> <td>透水係数 (cm/s)</td> <td><math>1 \times 10^{-2}</math> 以上</td> </tr> <tr> <td>目地の間隔</td> <td>版厚の 20 倍程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>構成、厚さはコンクリート舗装による  ・ 不織布 (ジオテキスタイル)  敷設位置 ※フィルター層と路床の間に敷設 ・ 図示による  単位面積質量 ・ 60g/m<sup>2</sup>以上 ・  厚さ (mm) ・ 0.5～1.0 ・  引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・  透水係数 ・ <math>1.5 \times 10^{-1}</math>cm/sec 以上 ・  (22.8.2) (22.8.3)  ・ 透水性コンクリート平板舗装  透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による。  (22.8.2) (22.8.3)  ・ 透水性インターロッキングブロック舗装  透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による。</p>	項目	基準値	最大粒径 (mm)	13	空隙率 (%)	20 以上	透水係数 (cm/s)	$1 \times 10^{-2}$ 以上	目地の間隔	版厚の 20 倍程度												
項目	基準値																							
最大粒径 (mm)	13																							
空隙率 (%)	20 以上																							
透水係数 (cm/s)	$1 \times 10^{-2}$ 以上																							
目地の間隔	版厚の 20 倍程度																							
	7 半たわみ性舗装	省略																						
	8 弾性舗装	省略																						
	9 ブロック系舗装	(22.8.2) (22.8.3) 省略																						
	10 砂利敷き	(22.9.2) 省略																						
	11 路面標示用塗料	<p>路面標示用塗料は JIS K 5665 による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施工</th> <th>適用</th> <th>色</th> <th>幅(mm)</th> <th>塗布厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 1種</td> <td>常温</td> <td rowspan="2">液状</td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 白 ・</td> <td><input type="checkbox"/> 150</td> <td><input type="checkbox"/> 1.0</td> </tr> <tr> <td>・ 2種</td> <td>加熱</td> <td>・ 100</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>※3種1号</td> <td>熔融</td> <td>粉体状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	・ 1種	常温	液状	<input type="checkbox"/> 白 ・	<input type="checkbox"/> 150	<input type="checkbox"/> 1.0	・ 2種	加熱	・ 100	・	※3種1号	熔融	粉体状			
種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)																			
・ 1種	常温	液状	<input type="checkbox"/> 白 ・	<input type="checkbox"/> 150	<input type="checkbox"/> 1.0																			
・ 2種	加熱			・ 100	・																			
※3種1号	熔融	粉体状																						

## 付記事項

## 1 適用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書（科目別内訳書まで）」のとおりとする。

## 2 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成時において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから監督職員にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

- 3 本工事の発生土をストックヤード等に搬出・搬入する場合  
本工事においては、省略とする。

- 4 発生土搬出に伴う市町村への通知  
本工事においては、省略とする。

## 5 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成28年8月30日付国総環第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・発動発電機（可搬式）</li> <li>・空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・油圧ユニット（以下に示す基礎工専用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>
---	--

## 6 建設副産物

### (1) 法令順守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（茨城県土木部、令和6年3月）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

### (2) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### (3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、資源有効利用促進法省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の要否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場へ掲示すること。

### (4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

### (5) 建設副産物情報交換システム（COBRIS（コブリス））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画書作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

### (6) 計画書の保存

計画書及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後5年間保存するものとする。

## 7 VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度の測定

本工事においては、省略とする。

- 8 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置  
本工事においては、省略とする。

9 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。
- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方、または燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督職員に報告すること。

10 龍ヶ崎市建設工事検査採点要領（1件の契約金額が200万円を超える格付対象の建設工事を対象とする。）  
における「創意工夫」、「社会性等」

- (1) 受注者は、本工事にて自主的に実施した「創意工夫」、「社会性等」に関する状況を所定の様式に基づき提出できる。
- (2) 発注者は、受注者から提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、採点にてこれを考慮する。

- 11 公共事業労務費調査に対する協力  
本工事においては、省略とする。

12 過積載の防止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 積載重量制限を超過して工所用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし枠装着車、物品積載装置及び突入防止装置等の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- ⑤ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- ⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

13 隣接工事との共通仮設費の調整  
本工事においては、省略とする。

14 暴力団関係者等の排除について

- ① 市が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 市が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 市が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。

15 現場代理人の兼任について（契約金額4,500万円（税込）未満の場合又は隣接現場などの場合）

- (1) 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼任するときは、あらかじめ書面により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。
- (2) 兼任に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。
- (3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼任のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。
- (4) 兼任に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、兼任の承認の取消し、工事成績への反映、指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。
- (5) 兼任できる件数は2件までとする。

16 債務負担行為に係る契約の特記事項  
本工事においては、省略とする。

17 成果品の電子納品について

- (1) 完成図（JWW形式）、工事写真（JPEG形式）等を収録したCD-Rについては、必ずウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウィルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウィルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウィルスチェックは、ウィルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにすること。

18 ゴム製品等の品質確認等  
本工事においては、省略とする。

19 快適トイレ普及促進工事  
本工事においては、省略とする。

20 専任を要する工事（特定JVを除く。）における主任技術者の兼務  
本工事においては、省略とする。

21 情報共有システム対象工事  
本工事においては、省略とする。

2.2 労災補償に必要な法定外の保険契約

本工事においては、省略とする。

2.3 墜落制止用器具の着用について

本工事においては、省略とする。

2.4 工事写真の撮影及び整理について

本工事の写真の撮影及び整理は、「営繕工事写真撮影要領」（令和元年6月11日 茨城県土木部営繕課作成（以下、本条において「要領」という。））による。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

2.5 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- (1) 本工事の写真の撮影及び整理にあたり、電子小黑板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督職員の承諾を得ること。
- (2) 電子小黑板の使用については、「営繕工事における小黑板情報電子化の運用について」（令和5年4月1日 茨城県土木部営繕課（以下、本条において「運用」という。））による。この運用は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

2.6 共通費実態調査への協力

本工事においては、省略とする。

2.7 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理について

- (1) 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
- (2) 回収された排水については、法令等に基づき適正に処理すること。
- (3) 必要経費（処分費、運搬費）については当初、予定価格の算定に当たり計上していないが、当該排水は建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し、監督職員と協議すること。なお、濁水の処分費、運搬費については、設計変更の対象とする。
- (4) 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
- (5) 受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

2.8 猛暑による作業不能日数の工期への加算

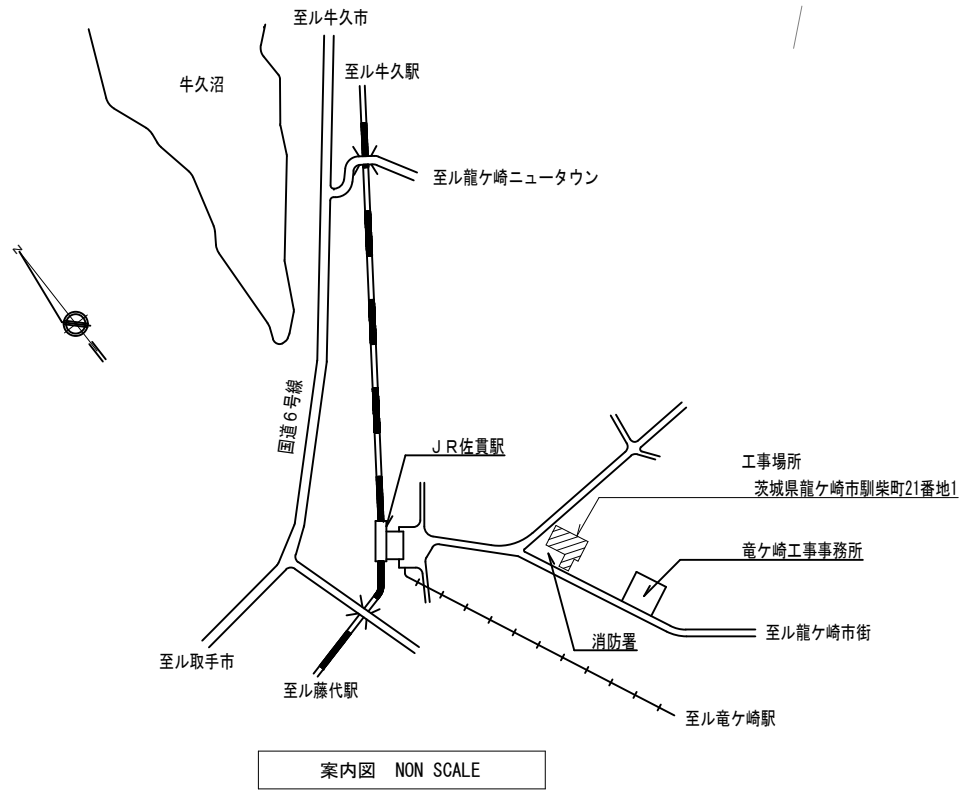
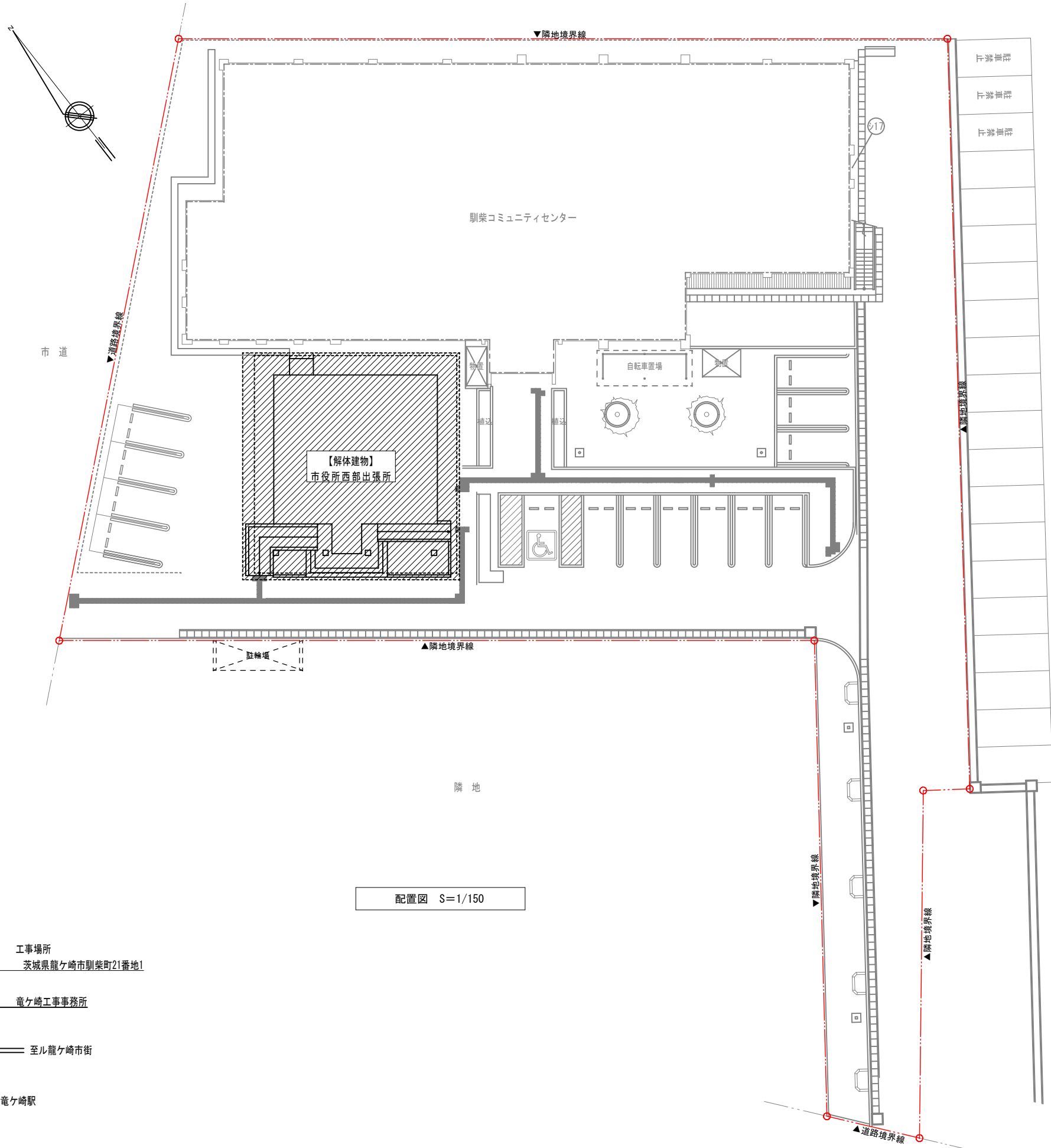
本工事は、猛暑による作業不能日数を工期に加算している。

- ① 猛暑による作業不能日数：10日間
- ② 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数が①で見込んでいた日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

# 令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事

## 図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
K-01	配置図・案内図	E-01	配置図	M-01	配置図
K-02	仕上表	E-02	動力・電話配管設備図	M-02	平面図(衛生)
K-03	平面図	E-03	電灯コンセント設備図	M-03	平面図(空調)
K-04	立面図	E-04	照明姿図	M-04	機器表・器具表
K-05	矩計図1	E-05	コンセント、TV、ITV設備図	M-05	深井戸詳細図
K-06	矩計図2			M-06	汚水枳・雨水枳寸法表
K-07	展開図1				
K-08	展開図2				
K-09	天井伏図				
K-10	建具キープラン				
K-11	建具表1				
K-12	建具表2				
K-13	雑詳細図				
K-14	基礎伏図				
K-15	雑配筋図				
K-16	梁伏図・小屋伏図				
K-17	鉄骨軸組図				
K-18	鉄骨詳細図1				
K-19	鉄骨詳細図2				
K-20	現況外構撤去区分図				
K-21	撤去後全体外構図				
K-22	駐車場拡大図				
K-23	仮設計画図(参考)				



配置図 S=1/150

案内図 NON SCALE

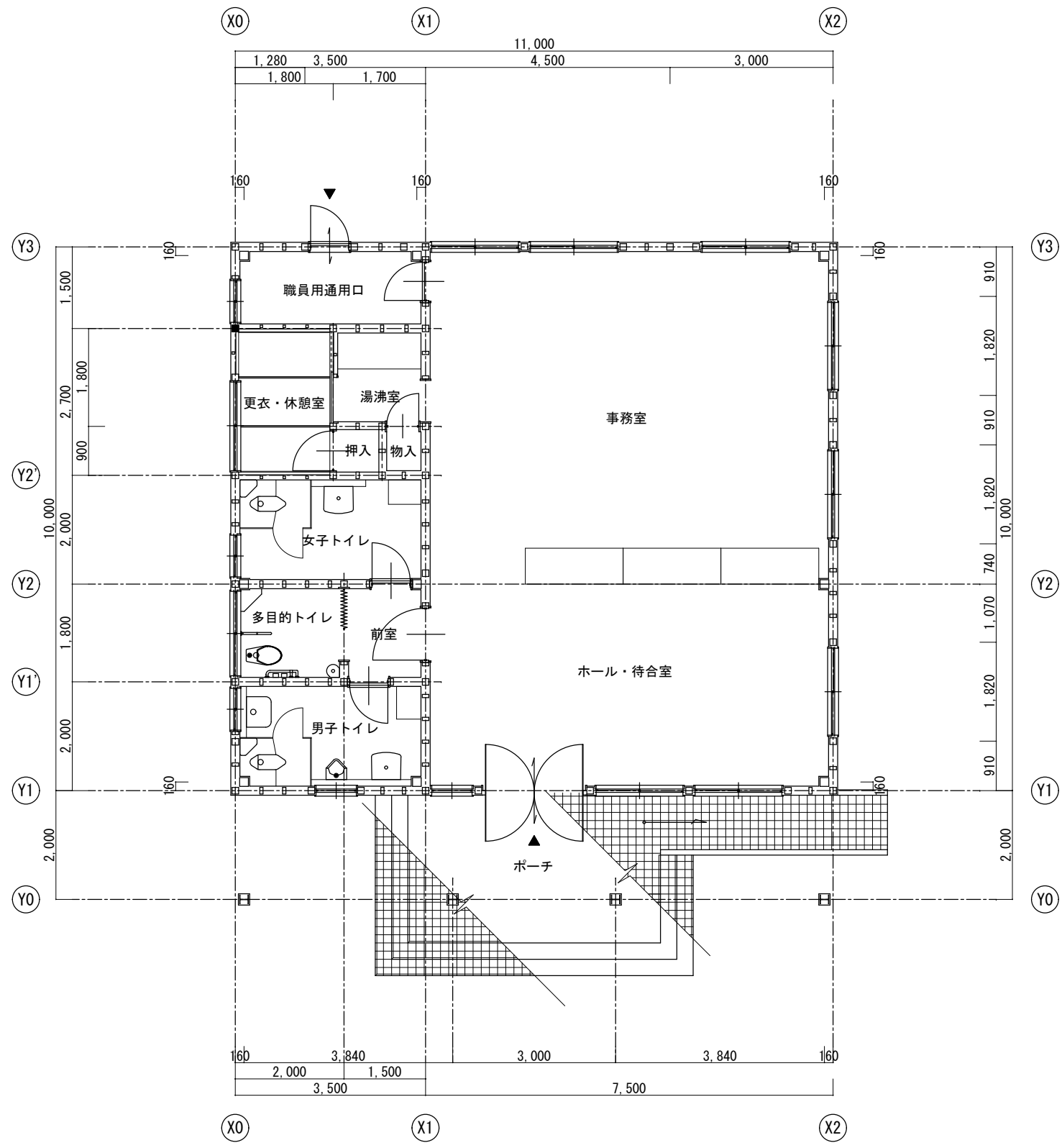
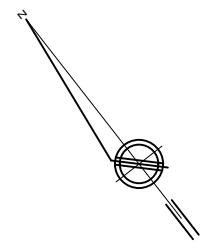
外部仕上表

屋根・軒天	カラー鉄板の0.4 横置き【元且ビーク工業 機蓋とG型屋根の0.4】	フレキシブルボードの4 マスター7塗装 (MR-A ロ-7-工法) 【フレキシブルボード:アスベスト含有】
外壁	窯業系 初火耐材の12 横貼(横目地入) , アクリルリシン吹付【サイディング材:アスベスト含有】	
破風板, 雨樋	破風板:フワンの24(防虫処理1種) , キツラアコーレ塗装	軒樋:塩ビ半丸型105* ステンレス金物φ450以下 壁樋:塩ビ60* ステンレス金物φ1200以下
ポーチ・身障者用スロープ	床:クワンタイル150角 , そと壁:モルタル金コテ下地アクリルリシン吹付	
大走り	コンクリート金コテ押エ	
外巾木	モルタル刮毛引上	

内部仕上表

室名	床	塗装	巾木	塗装	壁	塗装	天井	塗装	備考
待合室	半硬質ノンアスベストビニル床タイルの2 【P91Lクリーンの2】 【接着剤:アスベスト含有】	ワックス	ソフト巾木 H=75		セ-ゴボードの9下地 ビニル70入貼		化粧セ-ゴボードの9 ビニル70入貼		
事務室	同上	ワックス	同上		同上		同上		
職員通用口	モルタル下地 長尺塩ビシートφ1.8		ソフト巾木 H=75		同上		同上		
湯湯室	半硬質ノンアスベストビニル床タイルの2 【P91Lクリーンの2】 【接着剤:アスベスト含有】	ワックス	ソフト巾木 H=75		セ-ゴボードの9下地 ビニル70入貼 【不燃1003号 壁紙材料003号】		同左 及び一部スチール板貼		流し台,ガスコンロ(設備工事)
更衣・休憩室	化学タタミの55		タタミ		セ-ゴボードの9下地 ビニル70入		同 左		木目プリント合板の2φ鏡貼
便所前室	半硬質ノンアスベストビニル床タイルの2 【P91Lクリーンの2】 【接着剤:アスベスト含有】	ワックス	ソフト巾木 H=75		セ-ゴボードの9下地 ビニル70入貼		同 左		マスター7 ロ-7- 工法
身障者便所	同上	ワックス	同上		同上		同 左		同上
男子便所	タイル 25°		100角タイル 役物		100角タイル		モルタル金コテ VP 塗装	VP	マスター7 ロ-7- 工法
女子便所	同上		同上		同上		同上		同上
押入	ラワン合板φ (T.11様)		ソクキンスリ		ラワン合板φ4 (T.11様)		同 左		ラワン合板φ4 (T.11様)
物入	ラワン合板φ (T.11様)		ソクキンスリ		ラワン合板φ4 (T.11様)		同 左		同上





平面図 S=1/50



つくば建築設計事務所株式会社  
 茨城県龍ヶ崎市新原代町字小屋1059-1  
 一級建築士事務所 茨城県第A-1272号  
 一級建築士 大臣登録 第358477号 菊池 潤

備考	照査	設計	作図	年月
				2026.02

縮尺  
 A1:S=1/50  
 A3:S=1/100

工事名称	令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事
図面名称	平面図

NO.  
 K-03



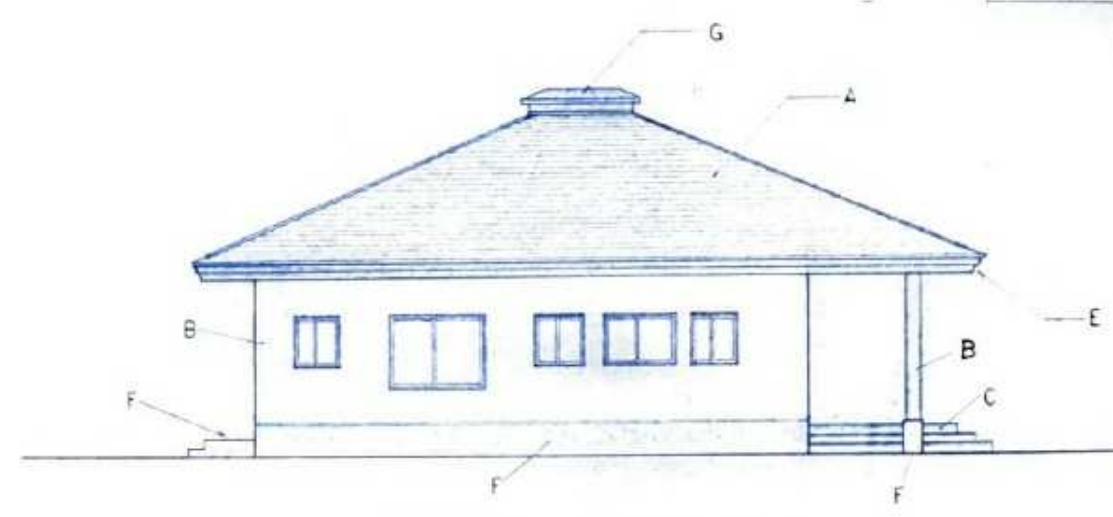
南東面 立面図 1:100



南西面 立面図 1:100

凡例

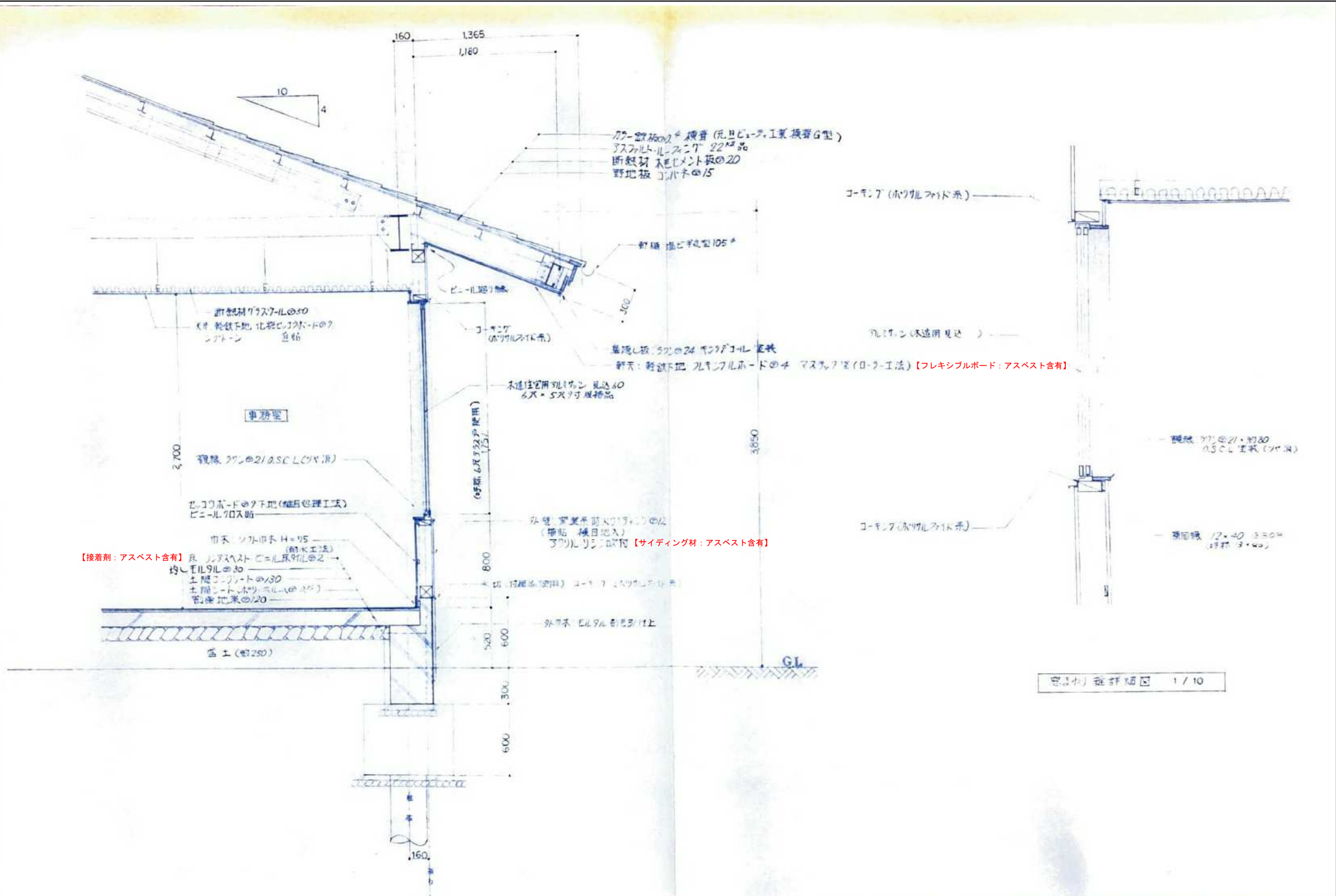
- A --- カラー鉄板0.4mm厚置き(瓦比目工事)
- B --- 窯業系瓦150x150x12 横貼(横目地入), 300x300x20 改付 【サイディング材: アスベスト含有】
- C --- クラッドタイル 150x150
- D --- Bと同じ。(コーキング物専用)
- E --- フワン0.24系177コーヒル屋根
- F --- モルタル刮り11以上
- G --- タワ合板下地 カラー鉄板貼
- H --- モルタルまじり下地 マスター7塗



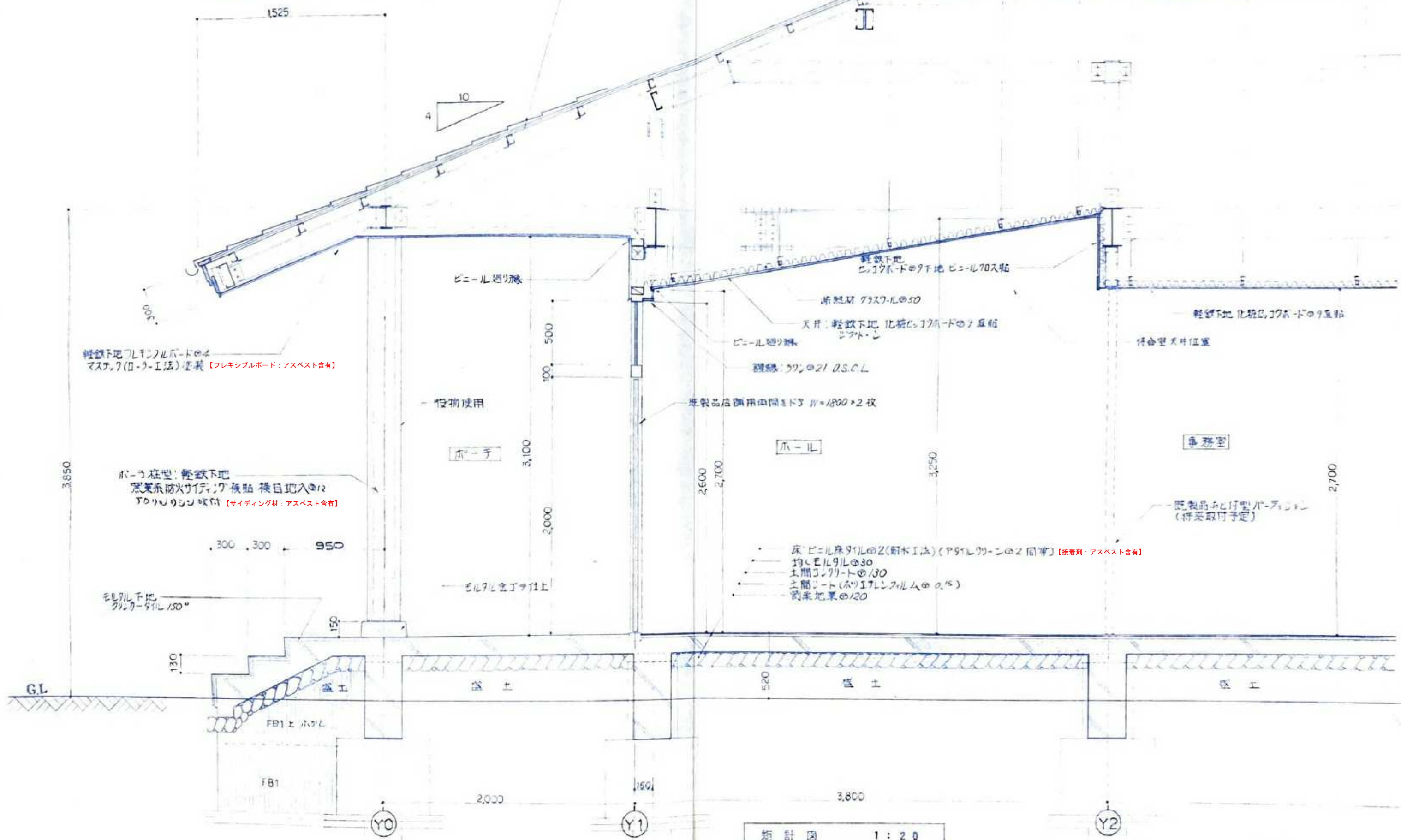
北西面 立面図 1:100



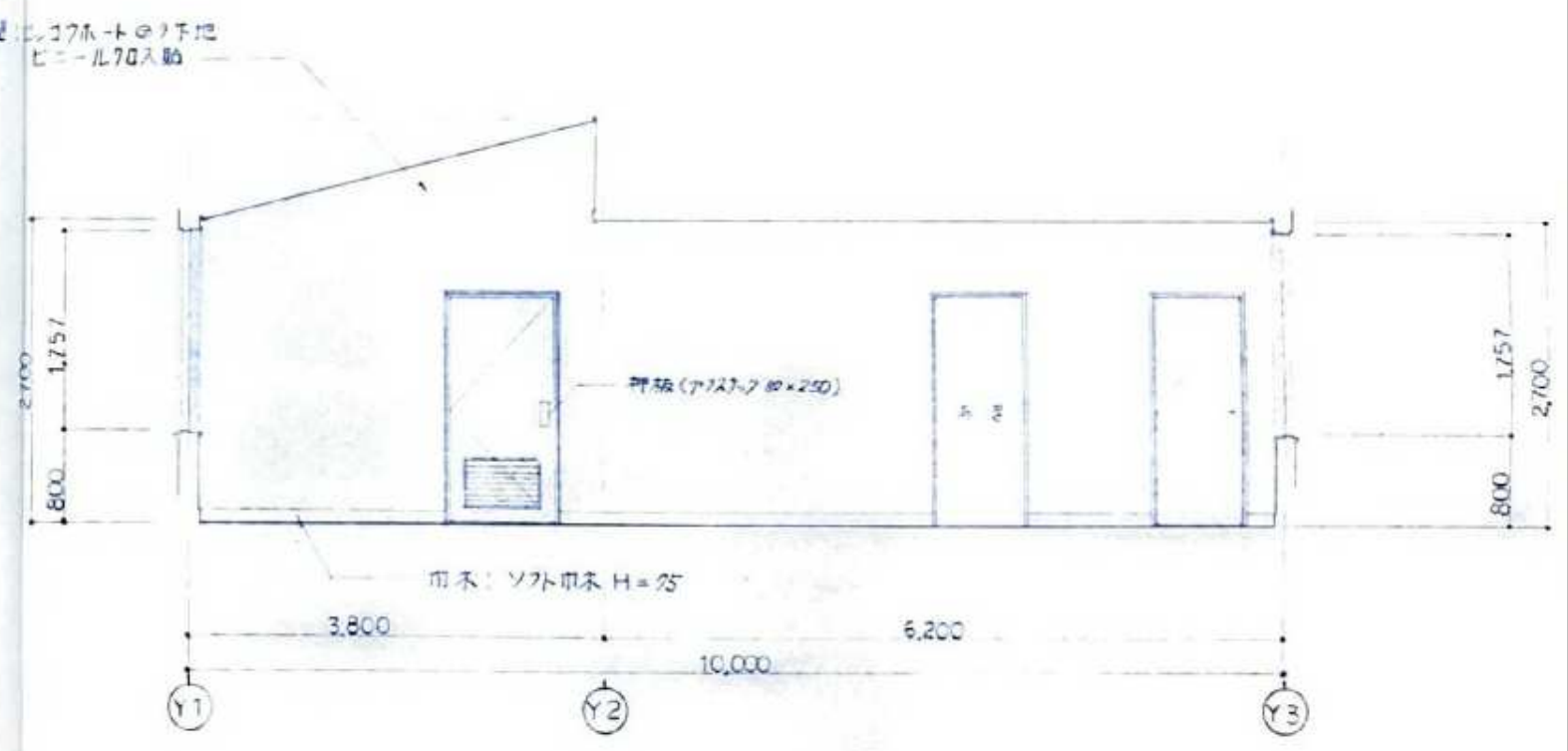
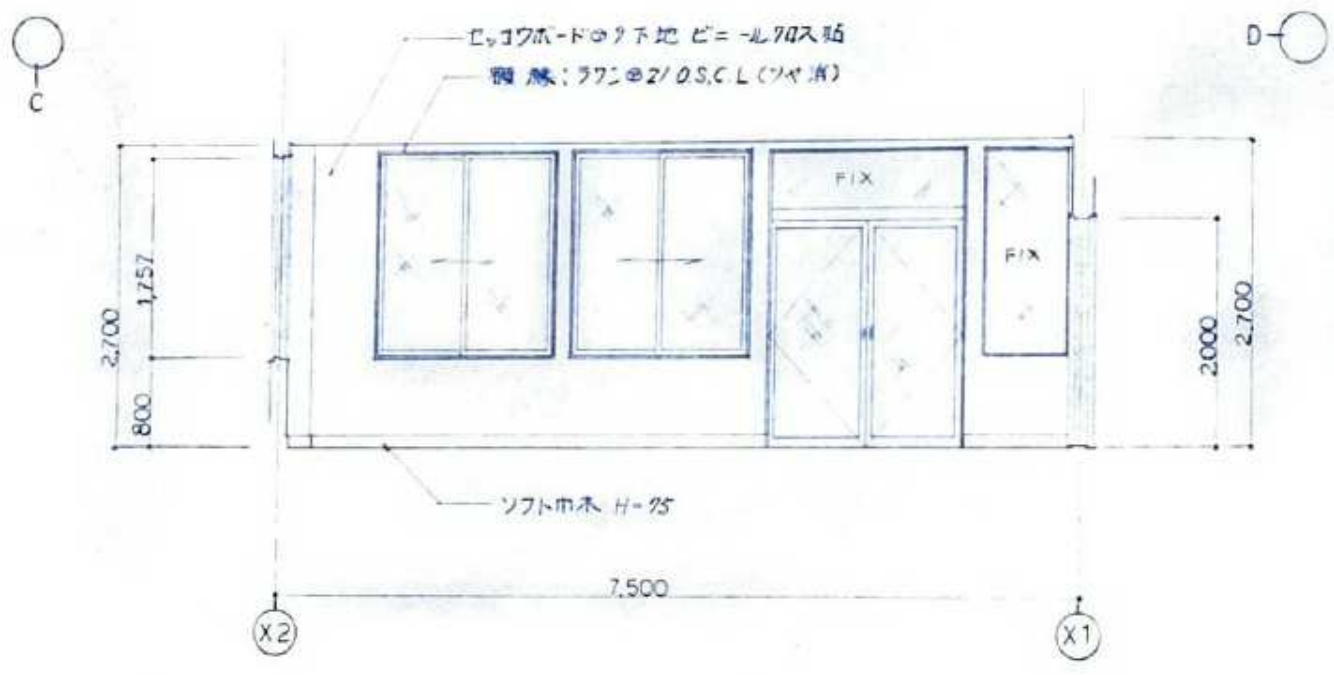
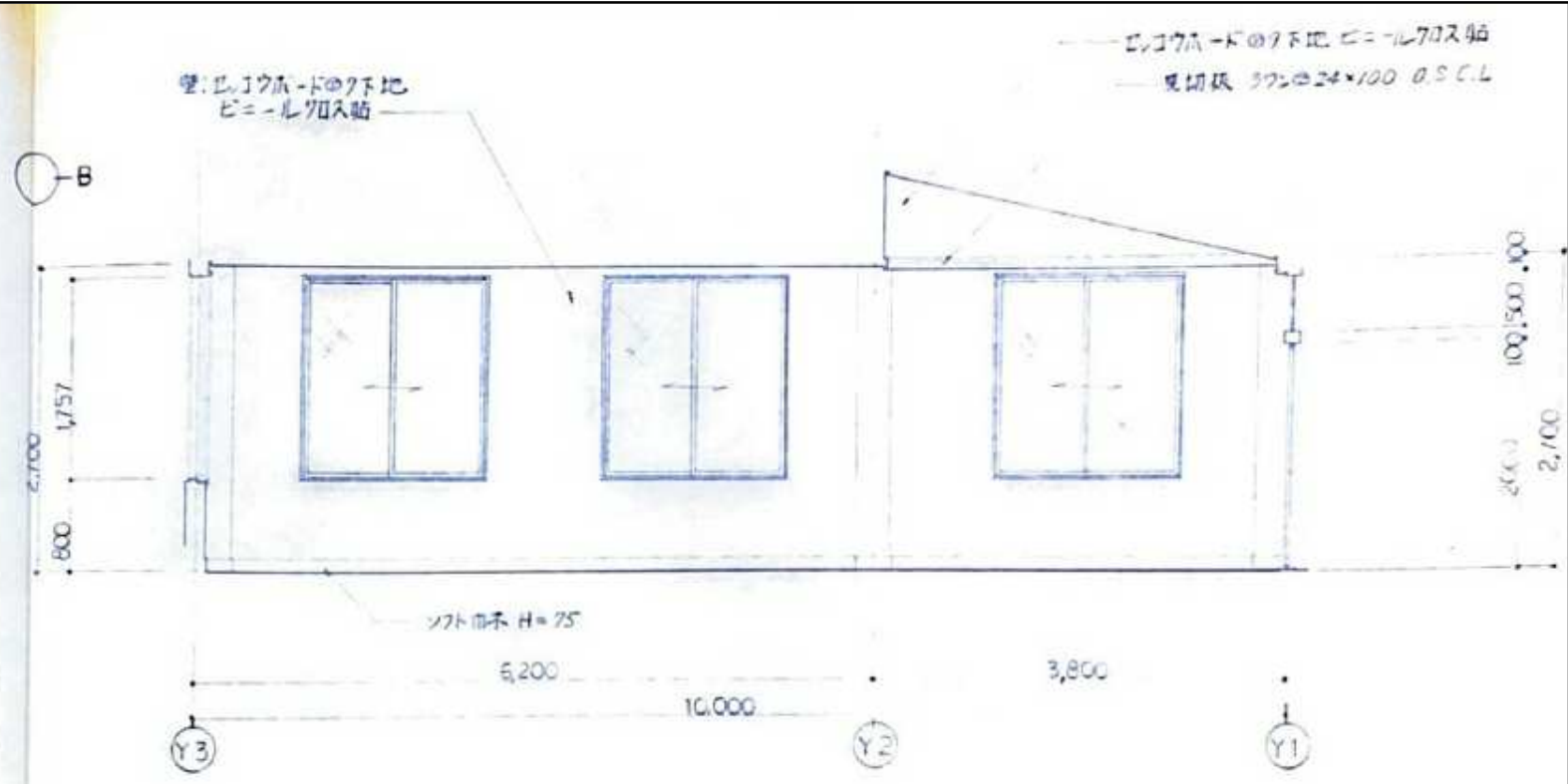
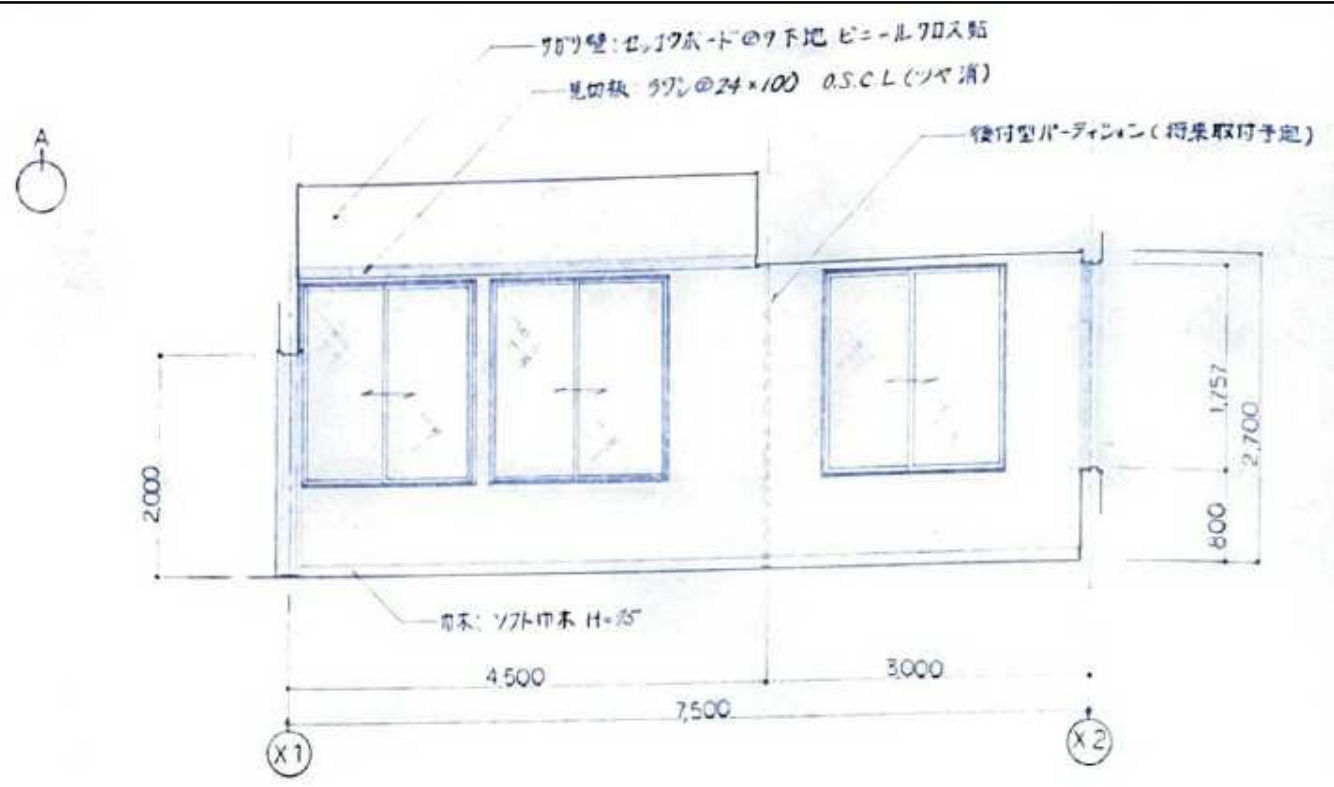
北東面 立面図 1:100



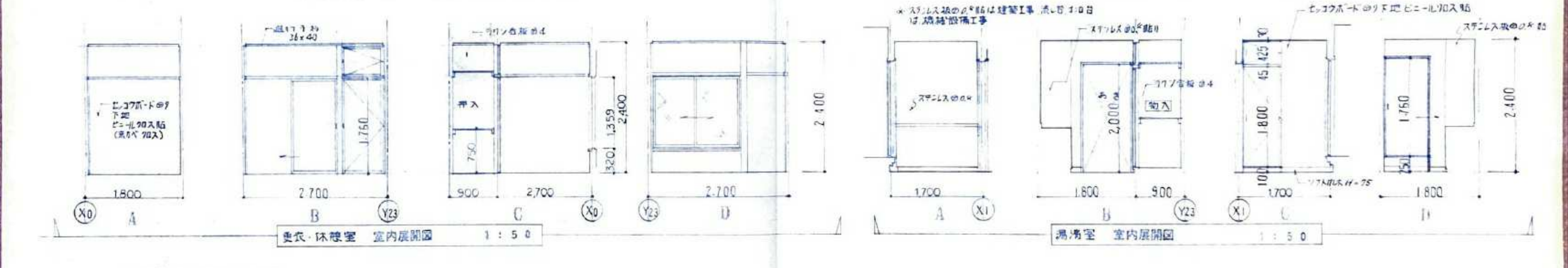
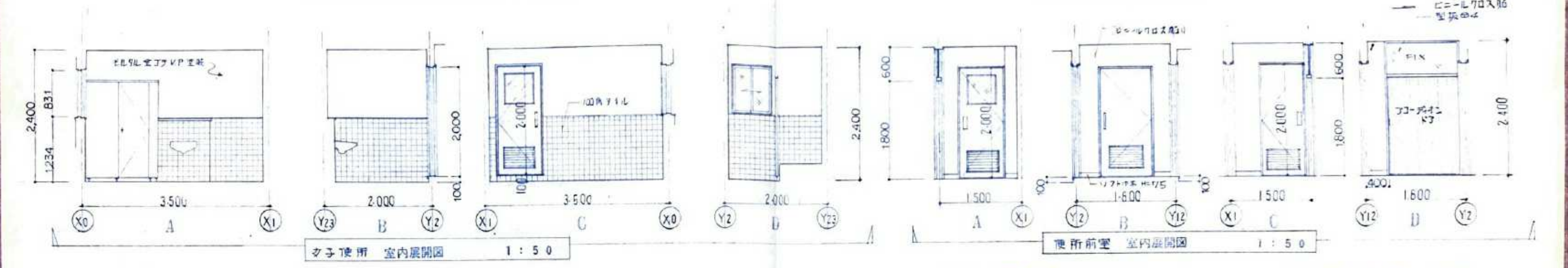
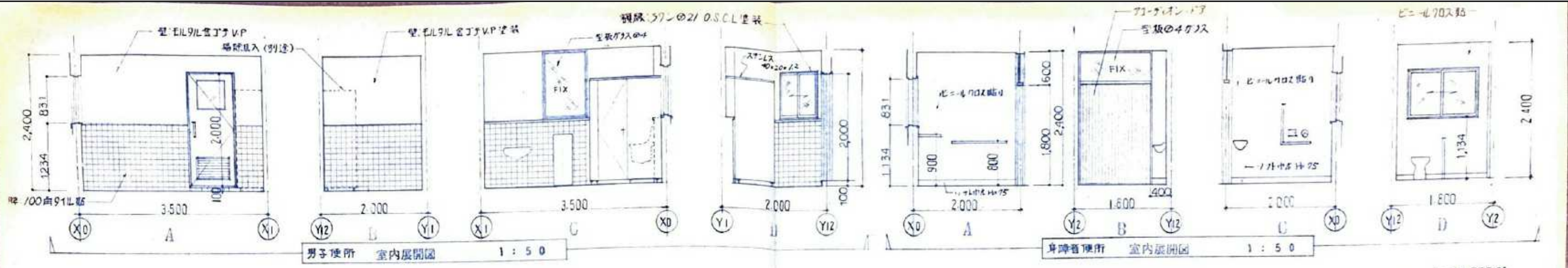
屋根：カラー鉄板 $\phi 0.40$ (横葺) (瓦目ビュ-チ 横葺G型屋根)  
 アスファルト-ルーフィング 22<sup>nd</sup>品  
 断熱材：スモセメント板 $\phi 20$   
 野地板 コンパネ $\phi 15$

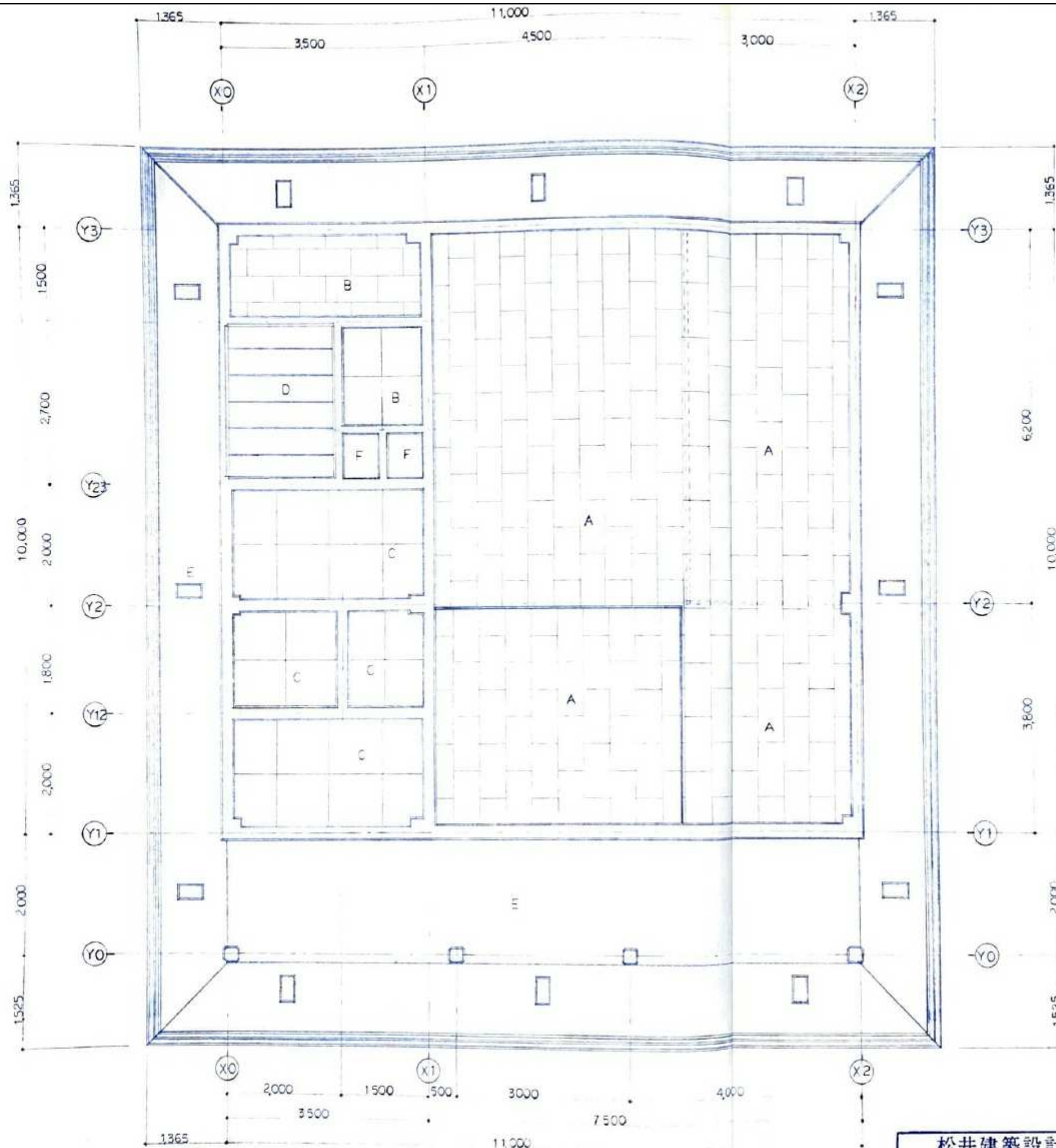


断面図 1:20



事務室 待合室 ホール 室内断面 1:50

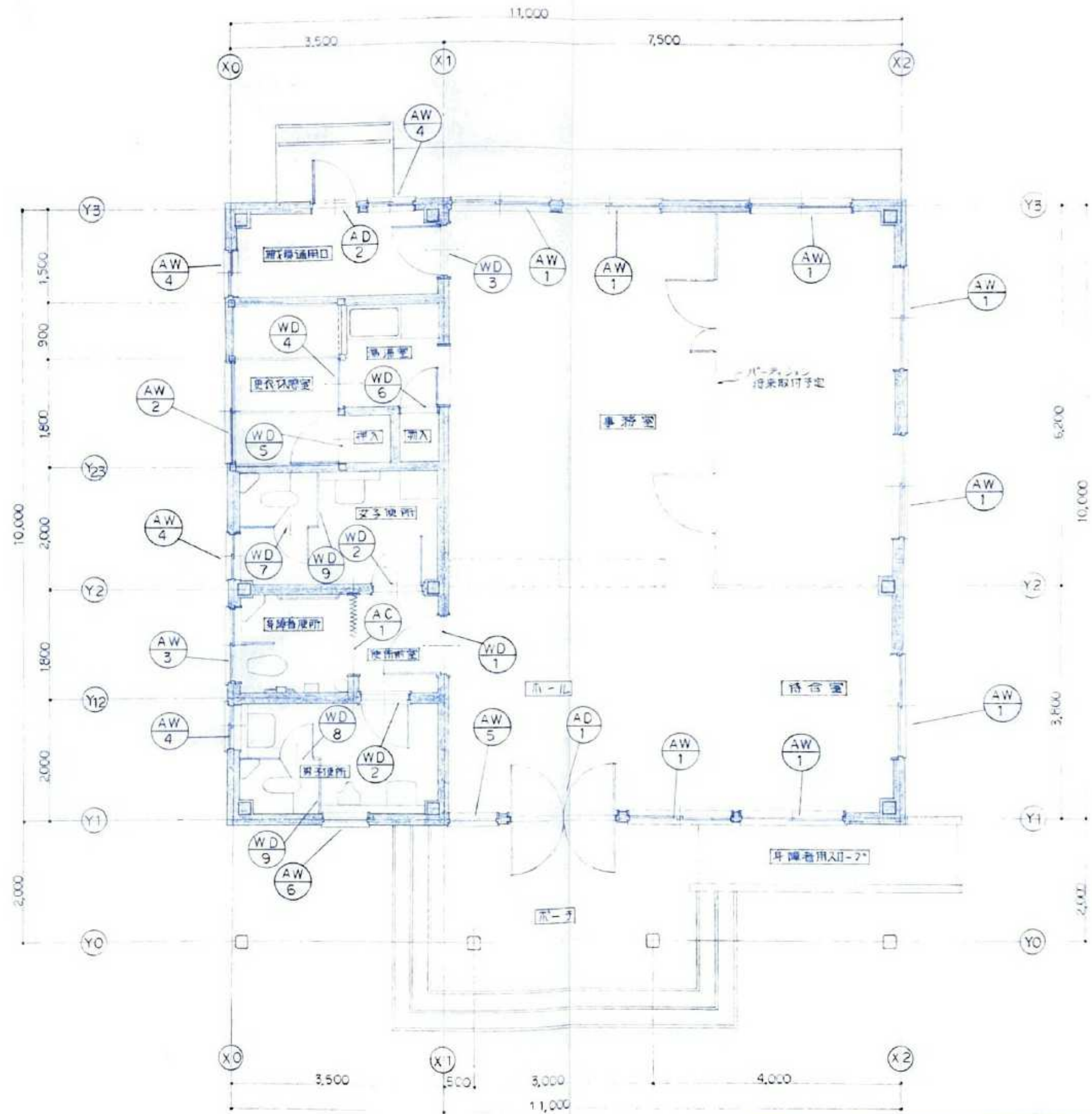




記号	材料	継ぎ縁
A	軽鉄下地 ジョイント 9直貼	ビニール張り縁
B	木下地 ジョイント 9直貼	ビニール張り縁
C	秀下地 フローリングボード 4マス37(ローラ工法) 【アスベスト含有】	ビニール張り縁
D	秀下地 木目プリント合板 25 敷目取貼	杉 36x40
E	フローリングボード 4マス37(ローラ工法)	ビニール張り縁
F	耐水ペーパー 4	ソックス
G		
H		
I		
J		
K		
L		

(450x220 埋め)  
 メタル製軒天材開口 (協和製作所)

松井建築設計事務所				工事名称	令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事	NO.	K-09
照査	設計	作図	年月	縮尺	図面名称	天井伏図	
			2026.02				



つくば建築設計事務所株式会社  
 茨城県龍ヶ崎市新原代町字小屋1059-1  
 一級建築士事務所 茨城県第A-1272号  
 一級建築士 大臣登録 第358477号 菊池 潤

備考

照査	設計	作図	年月
			2026.02

縮尺

工事名称	令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事
図面名称	建具キープラン

NO.  
K-10

記号	数量	AW-1	8ヶ所	AW-2	1ヶ所	AW-3	1ヶ所	AW-4	4ヶ所	AW-5	1ヶ所
取付場所		ホ-ル、待合室、事務室		更衣休憩室		昇降器使用		男子使用、女子使用、職員通用口		ホ-ル	
見込		70		60		60		60		60	
金物		丸ピスト木切、ダブル他付属金物一式		丸ピスト木切、ダブル他付属金物一式		丸ピスト木切、ダブル他付属金物一式		丸ピスト木切、ダブル他付属金物一式		付属金物一式	
ガラス		透明05		透明05		型板04		型板04		透明05	
その他		木造住宅用規制品(ホワイト) 6尺×5尺9寸		木造住宅用規制品 6尺×4尺5寸 (ホワイト)		木造住宅用規制品 4尺5寸×3尺 (ホワイト)		木造住宅用規制品 3尺×3尺 (ホワイト)		木造住宅用 1/4板窓 (ホワイト)	
図											
記号	数量	AW-6	1ヶ所								
取付場所		男子使用									
見込		60									
金物		付属金物一式									
ガラス		型板04									
その他		木造住宅用 1/4板窓									
図											
記号	数量	AD-1	1ヶ所	AD-2	1ヶ所						
取付場所		ホ-ル		職員通用口							
見込		70		ドア30 枠40							
金物		フロアコン、押板、錠、9-10付、ダブル本締錠他付属金物一式		カムタン付、シングル本締錠							
ガラス		透明05		型板04							
その他		店舗用ドア規制品 (ホワイト)		木造用勝手口コンドドア規制品 (単色)							
図											



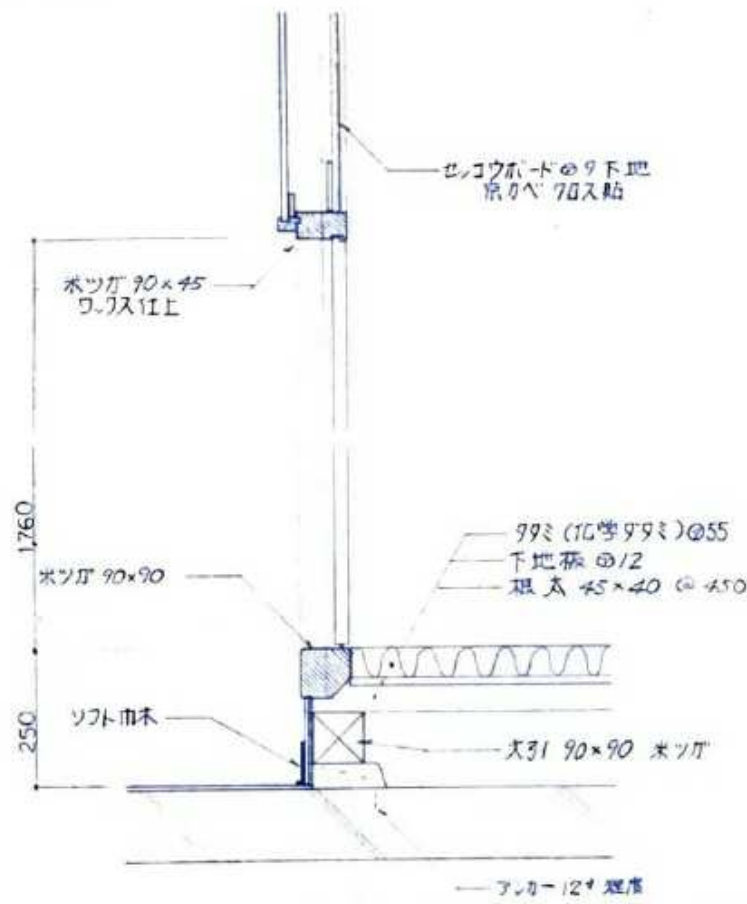
記号	数量	WD-1	1	WD-2	2	WD-3	1	WD-4	1	WD-5	1	WD-6	1		
取付場所		便所前室		男子便所 女子便所		動員出入口		更衣休憩室		更衣休憩室		清掃室			
見込		36		36		36		30		30		30			
金物		丁番 D.C 押棒(前室側) 押板(側室側)		丁番 D.C 押棒(便所側) 押板(前室側)		丁番 D.C 宝錠		引子 甲丸レール 戸車		丁番 取子 戸車		丁番 取子 戸車			
ガラス		—		型板φ4		—		—		—		—			
その他		両面入り名刺F 1170H. 5ヶ 71/05CL		同左		両面入り名刺F 1170H. 5ヶ 71/05CL		両面入り名刺F (両室側) 取子 (更衣室側)		新取子 戸車		両面入り名刺F (両室側側) 取子 戸車			
図面															

記号	数量	WD-7	1	WD-8	1	WD-9	2
取付場所		女子便所		男子便所		男子便所 女子便所	
見込		40		40		40	
金物		カハレピン、ストライプ 取付用ナット 横子用付Pカギ、把		全左		全右取付	
ガラス		—		—		—	
その他		両面入り名刺F ラハトリアース		全左		全左	
図面							

記号	数量	AC-1	1 + 所
取付場所		身障者便所	
見込		メーカー仕様 (規制品使用)	
金物		取子: ABS樹脂, アルミハカール 他付属金物	
ガラス		採光 型板φ4 (不製符は取付)	
その他		アルミフレーム、アクリルガラス、開閉ロック付仕様	
図面			

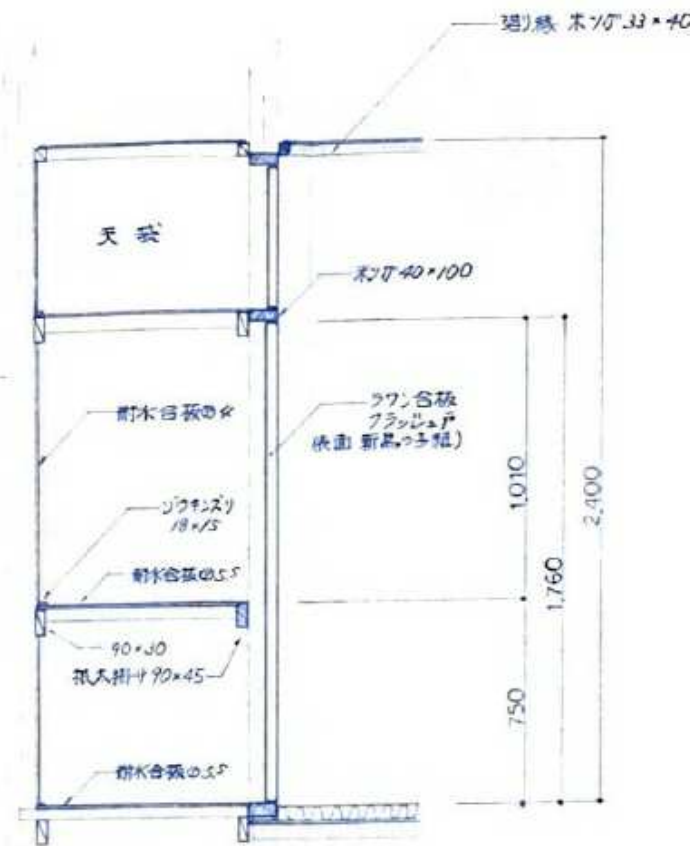
D-1 更衣休憩室 床廻り

S = 1/20

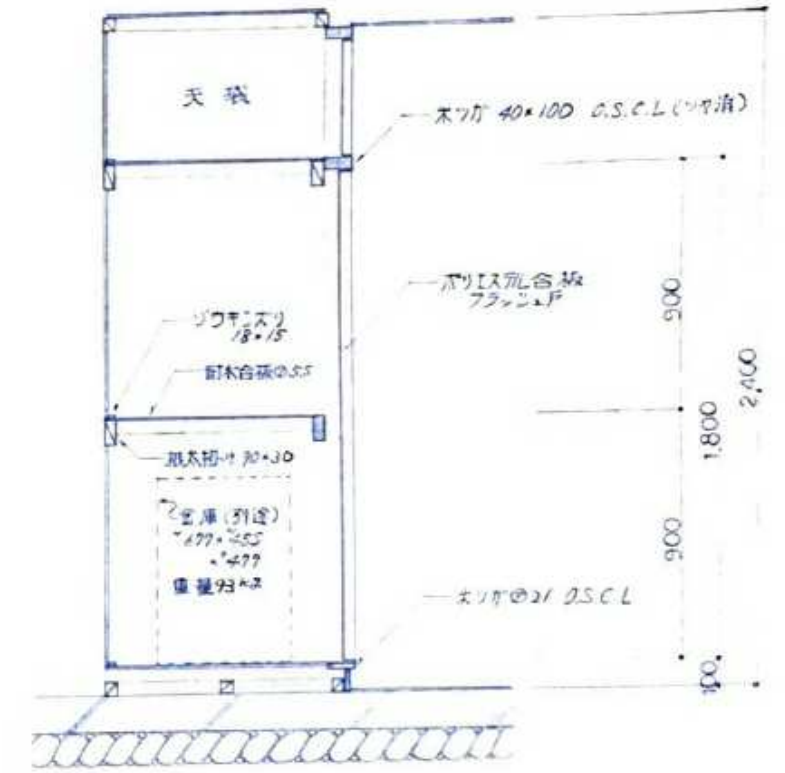


D-2 更衣休憩室 押入

S = 1/20

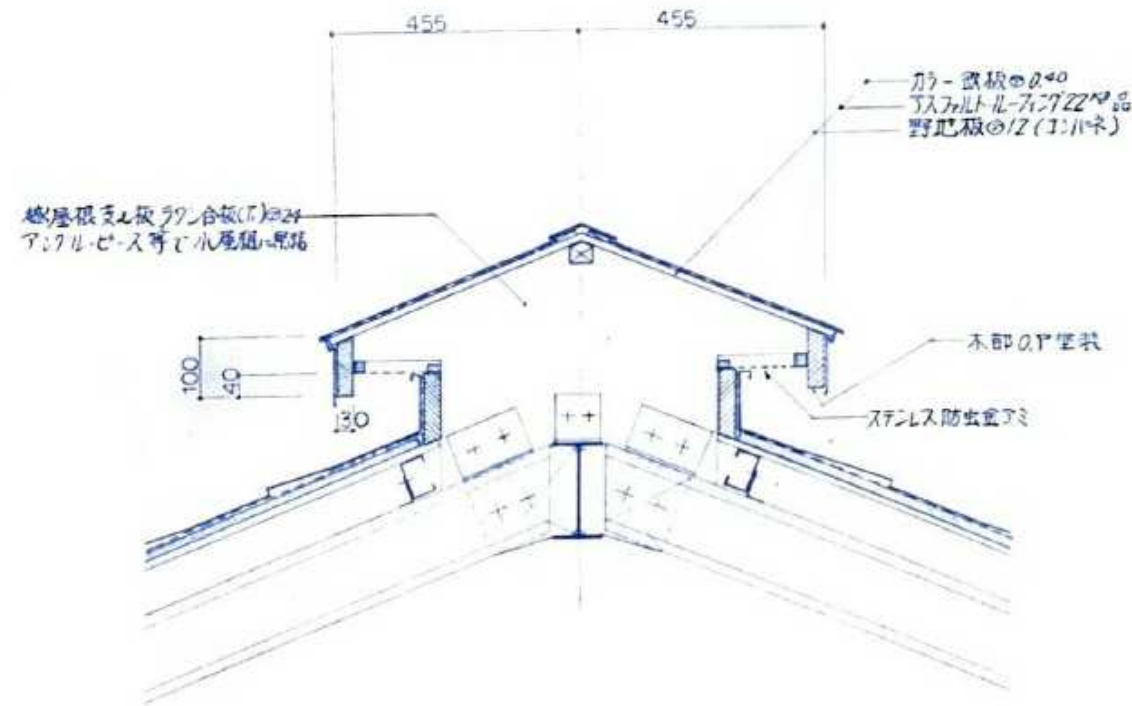


D-3 湯清室 押入



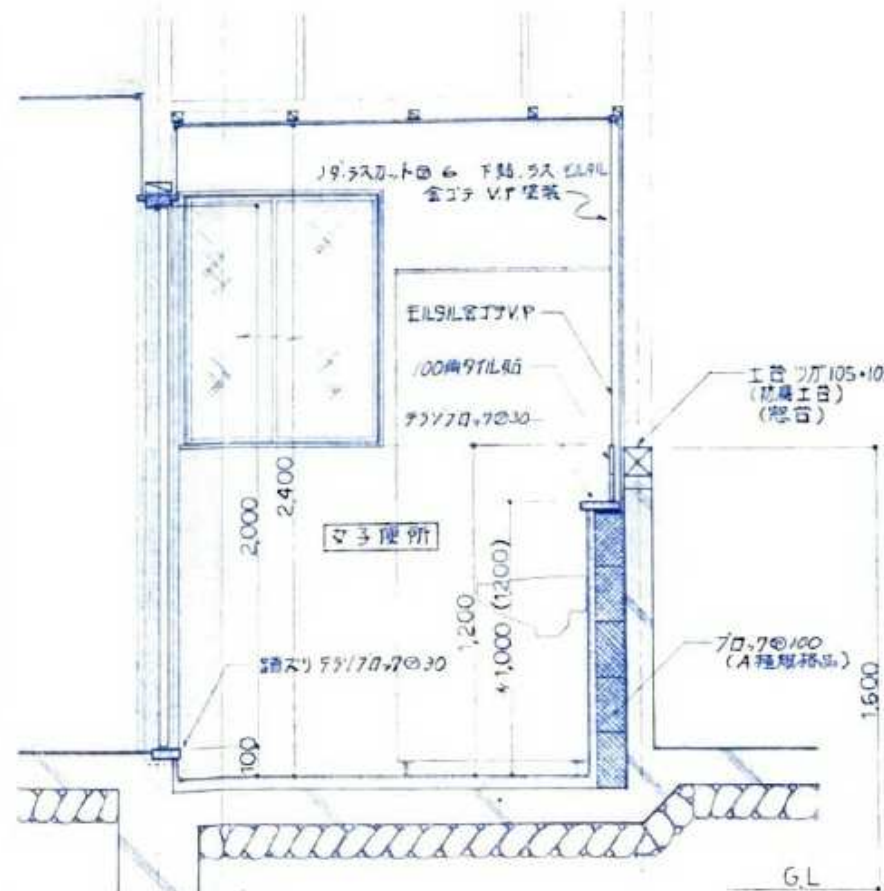
D-4 屋根根 (小屋架設荷掛)

S = 1/10



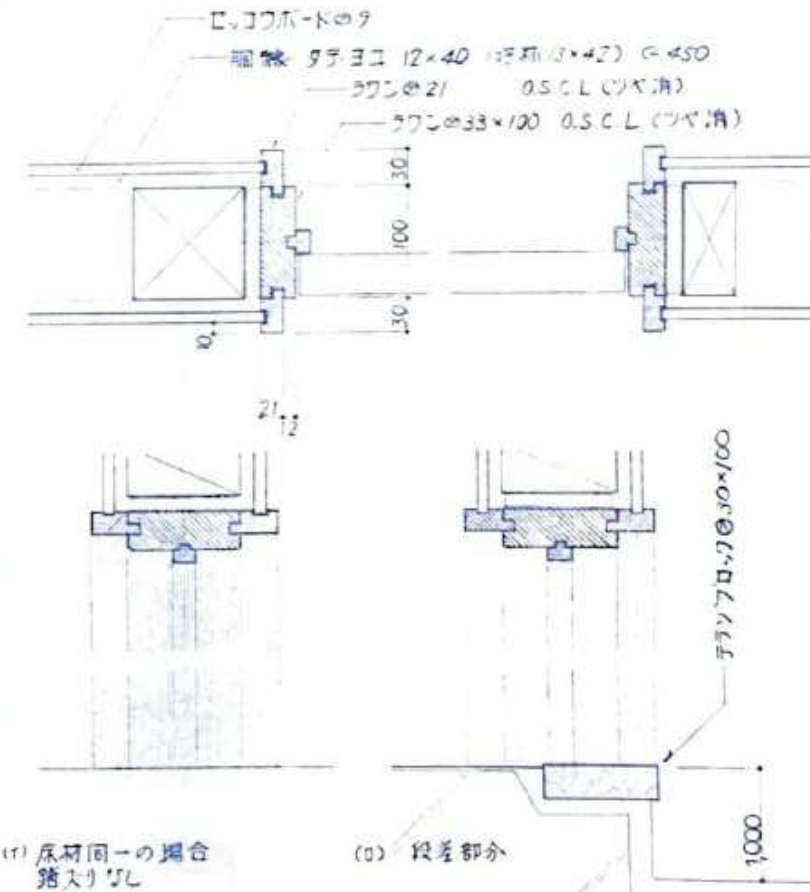
D-5 便所 床廻り 洗面手洗い器バツ

S = 1/20

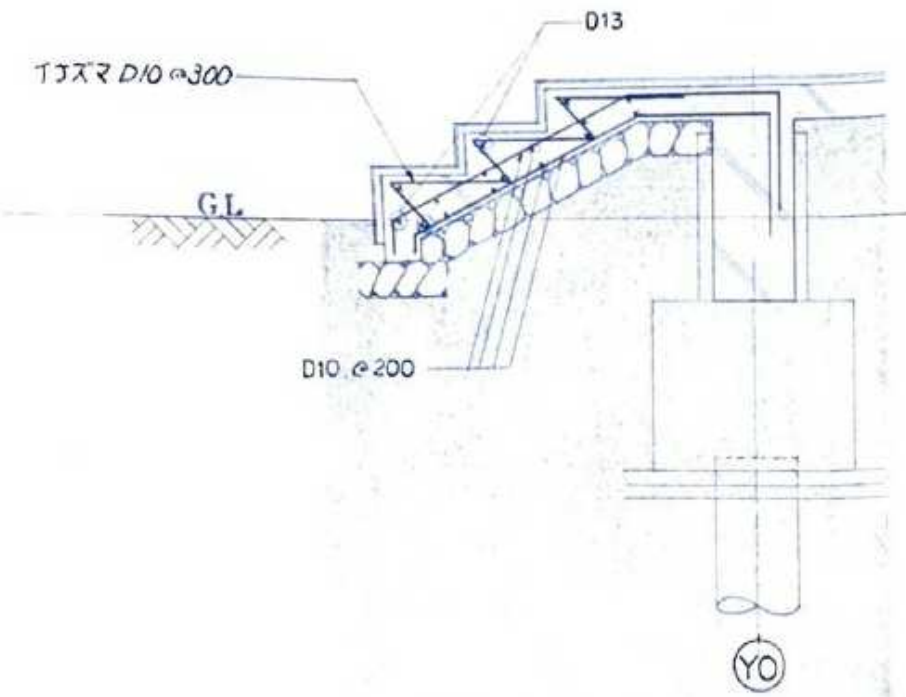


D-6 ドア枠

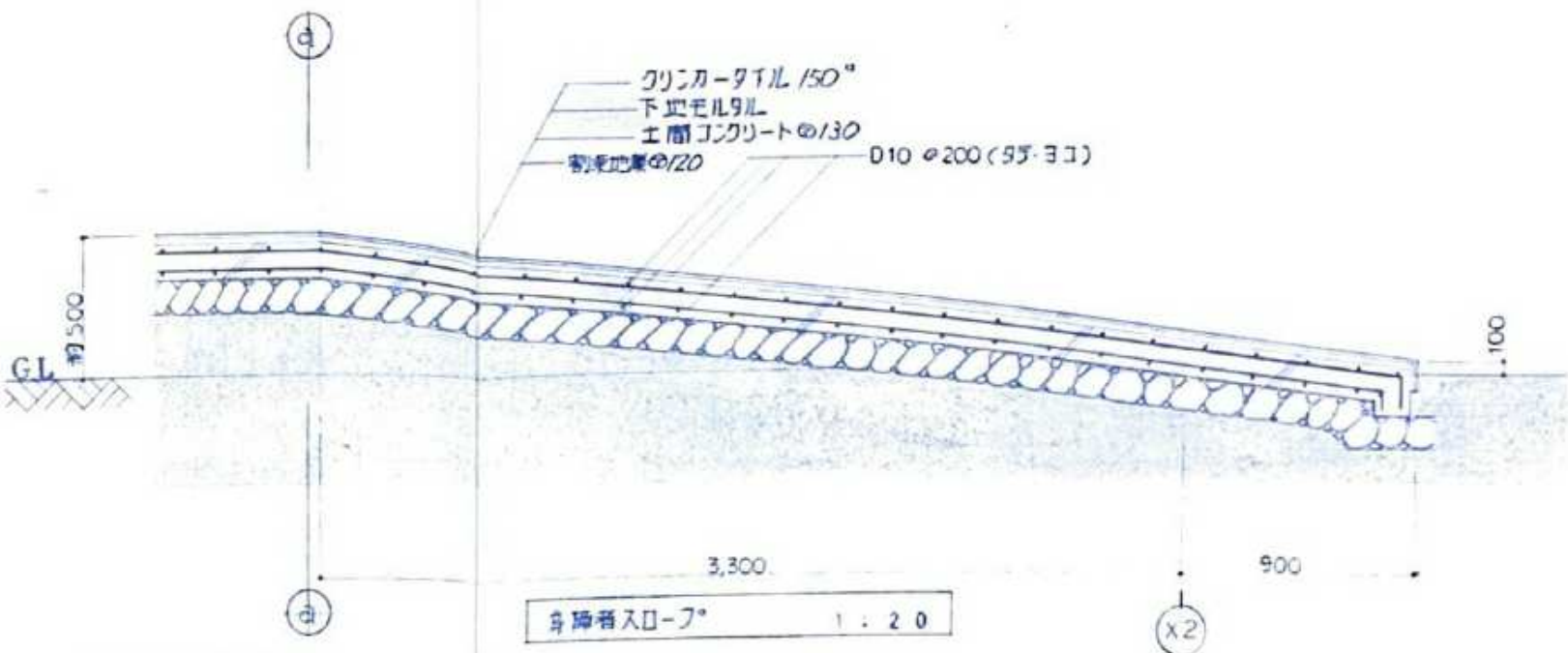
S = 1/20



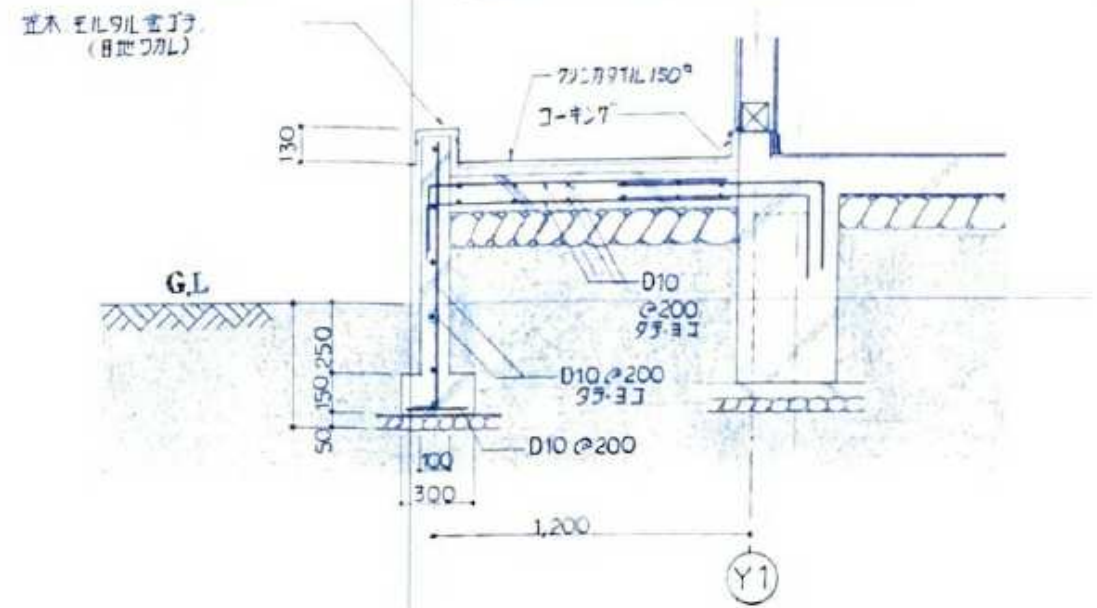




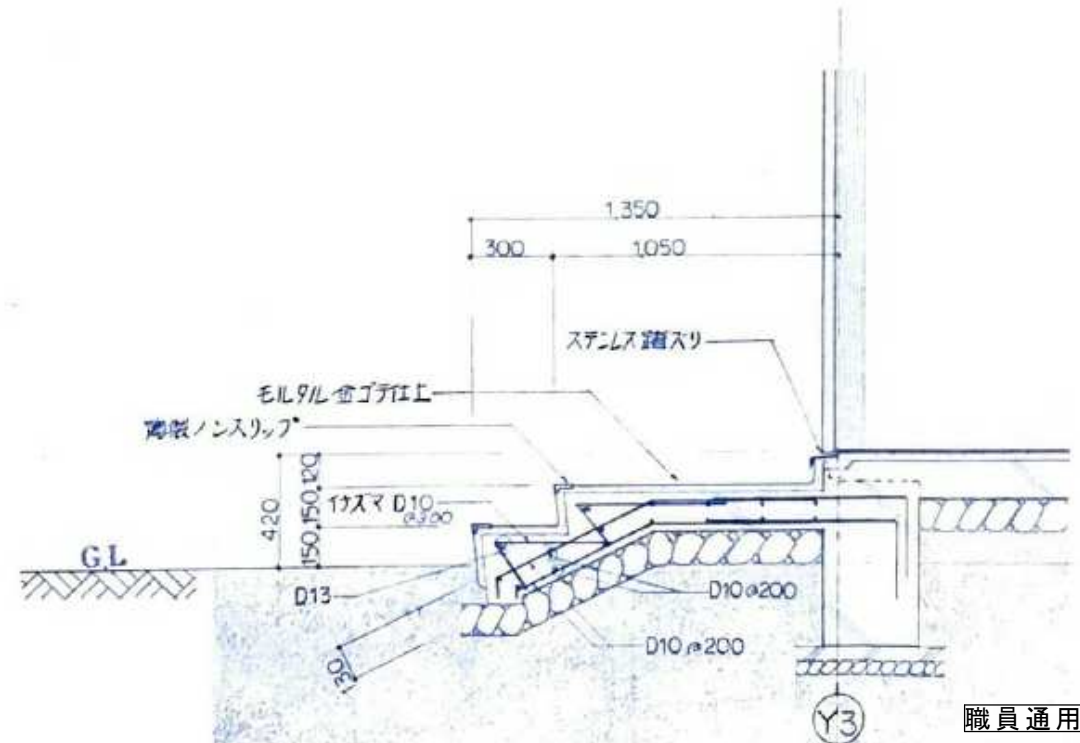
玄関ホーチ階段 1:20



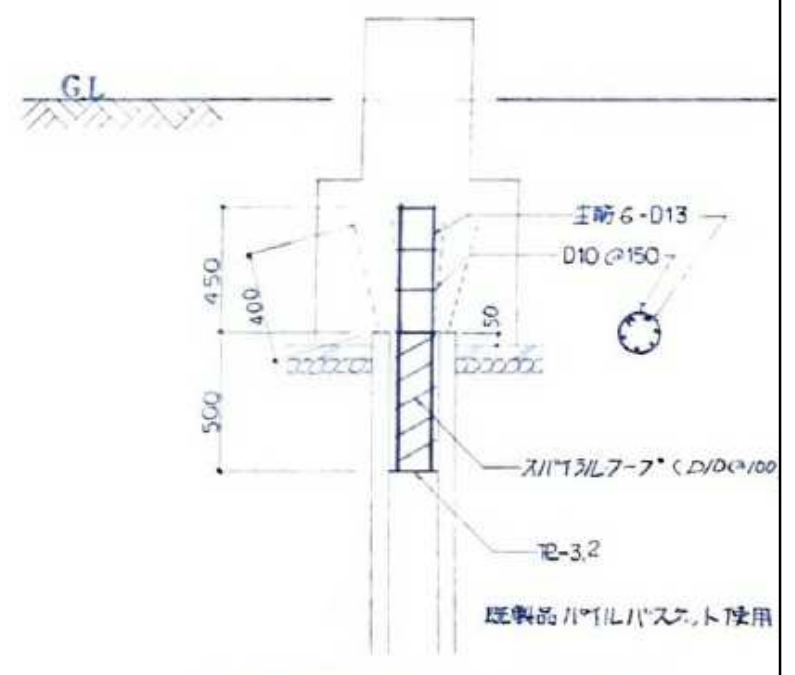
身障者入口-フ 1:20



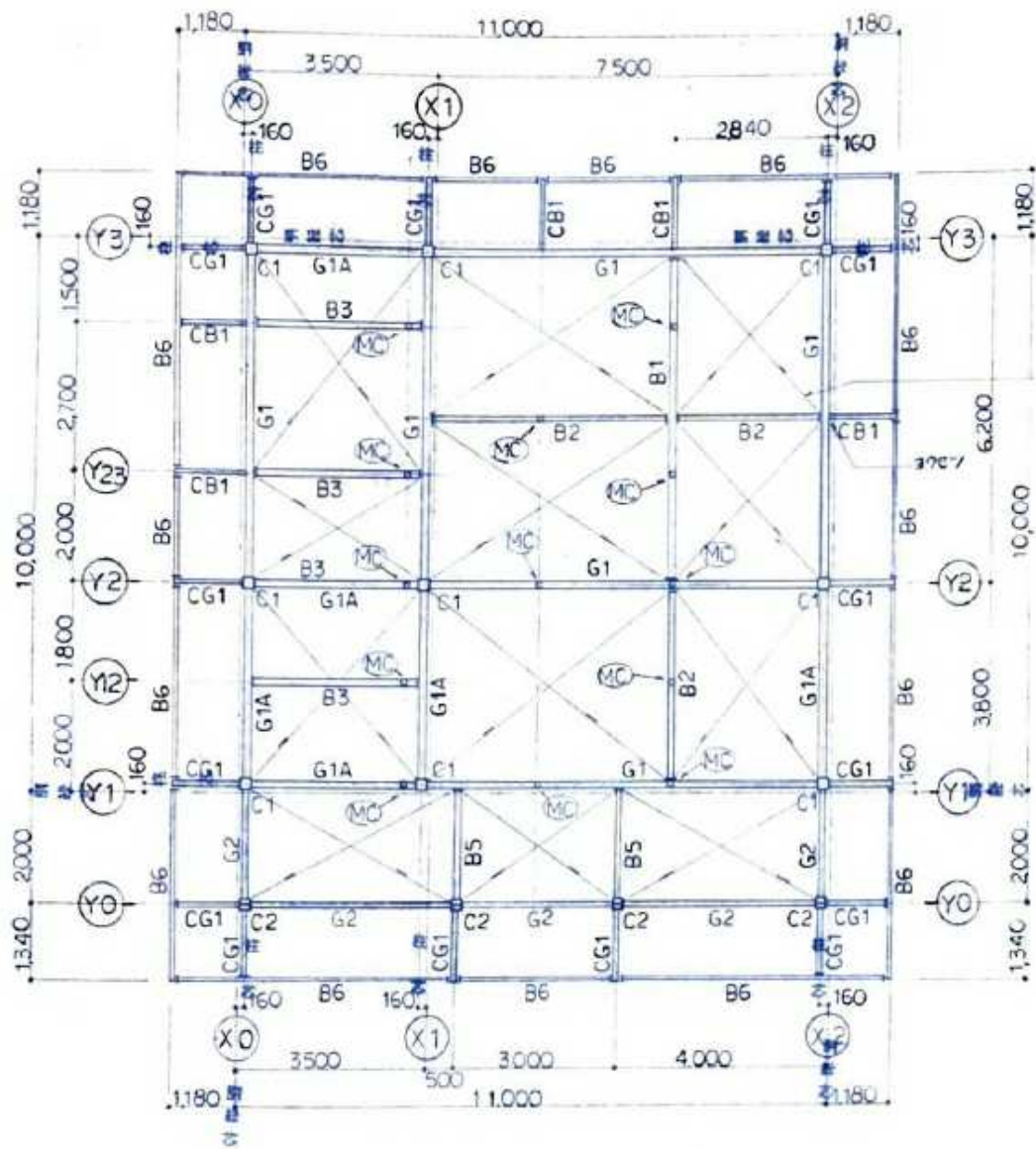
身障者入口-フ a-a' 断面図 1:20



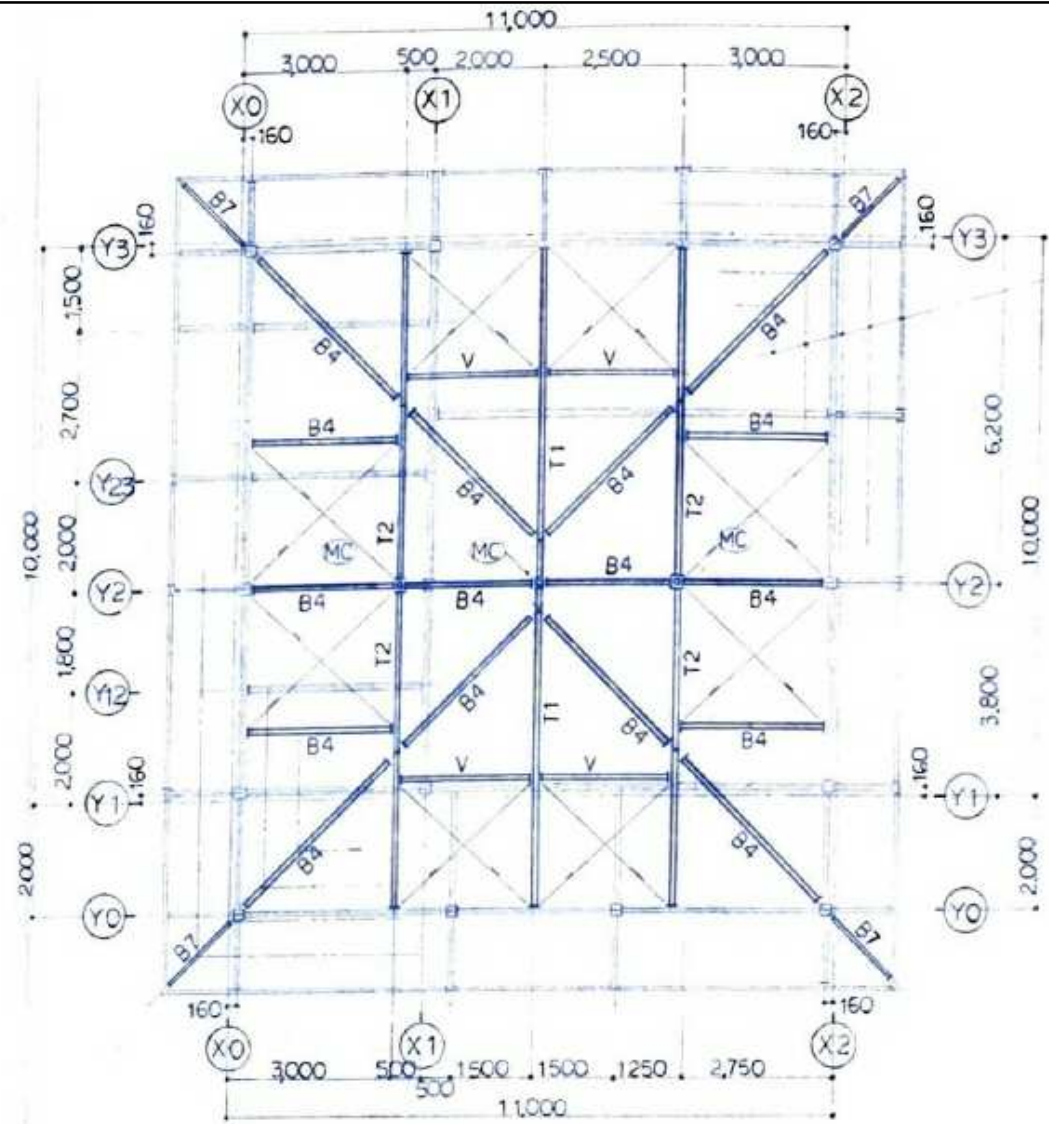
職員通用口 出入口 1:20



丸頭補強筋 1:20



梁伏図 1:100



小屋伏図 1:100

母屋 [-75×45×15×2.3] ρ606

共通事項

鉄骨	SS41, SS41, STKR41
HTB	F10T μ=0.45
母屋	[-75×45×15×2.3] ρ606

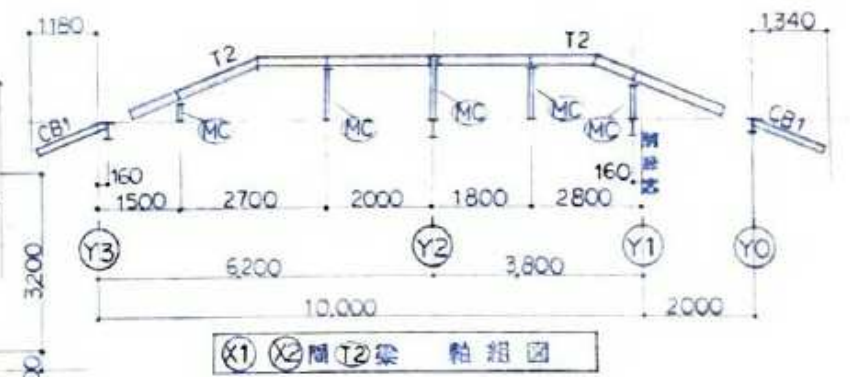
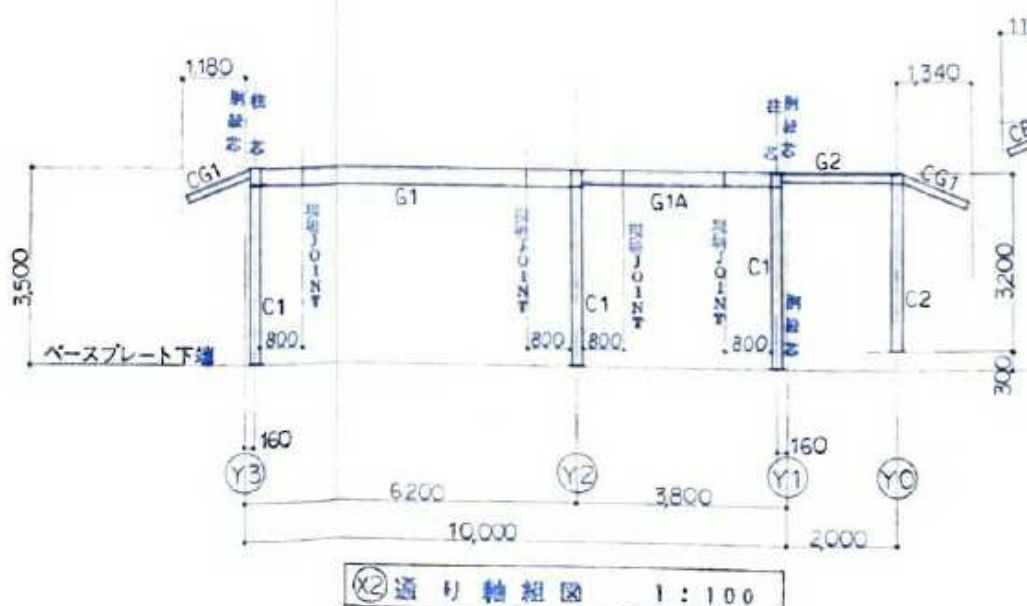
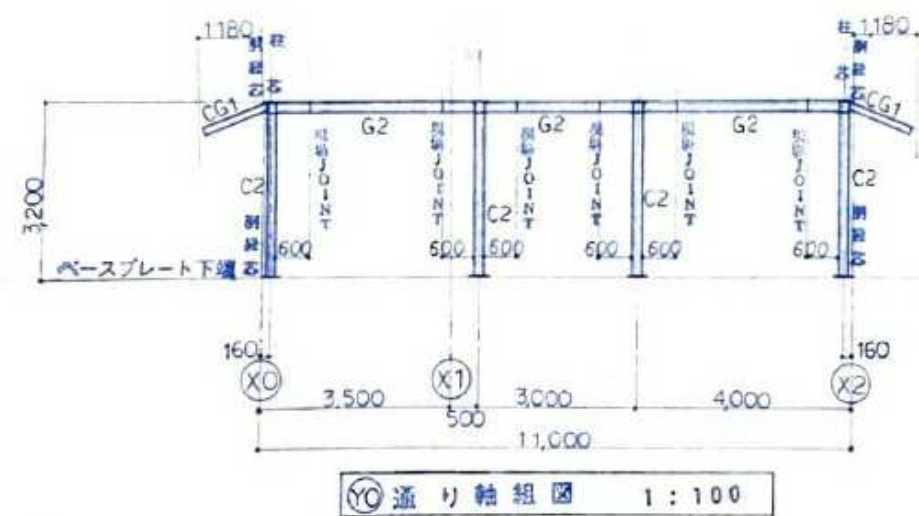
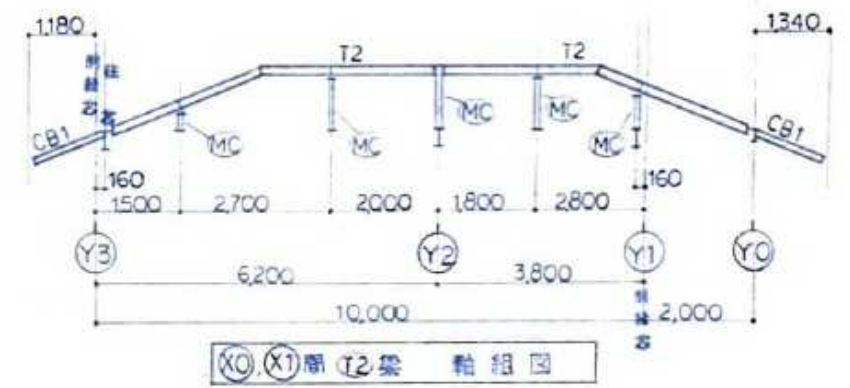
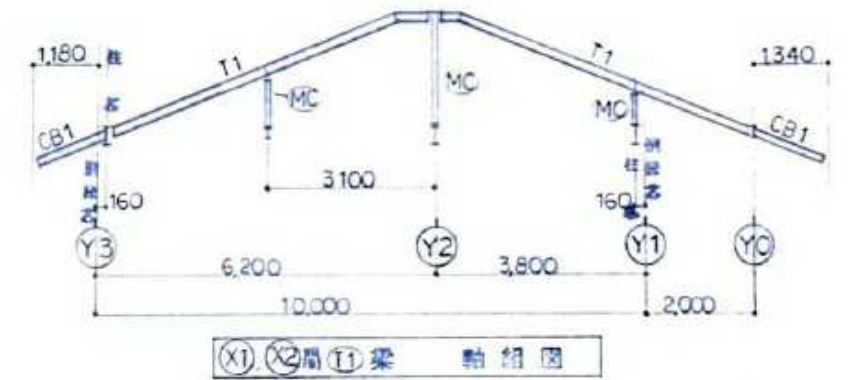
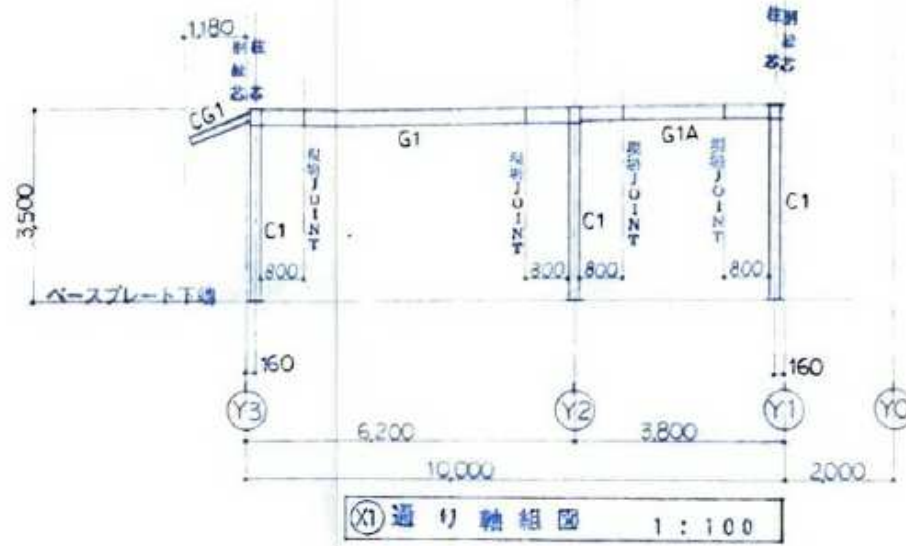
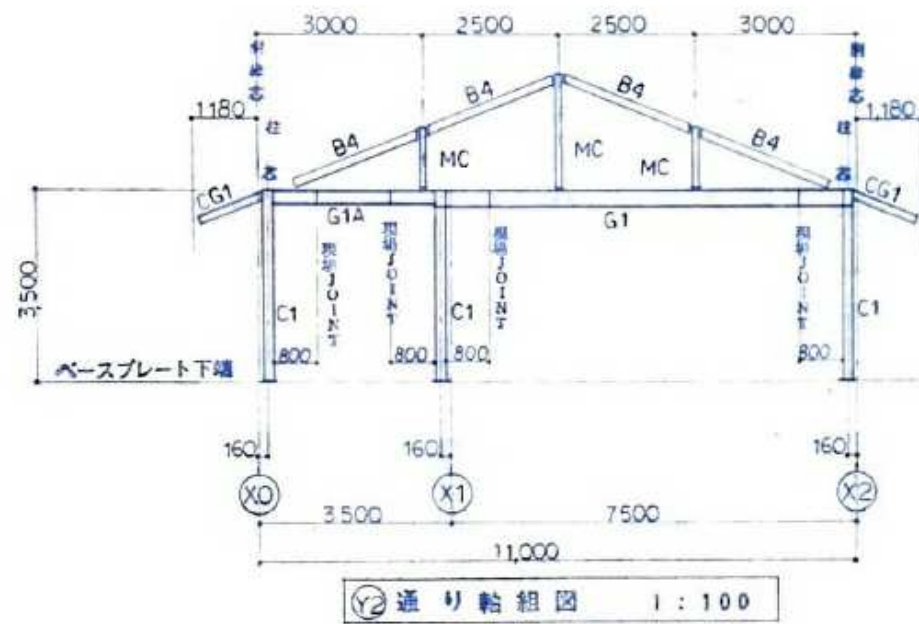
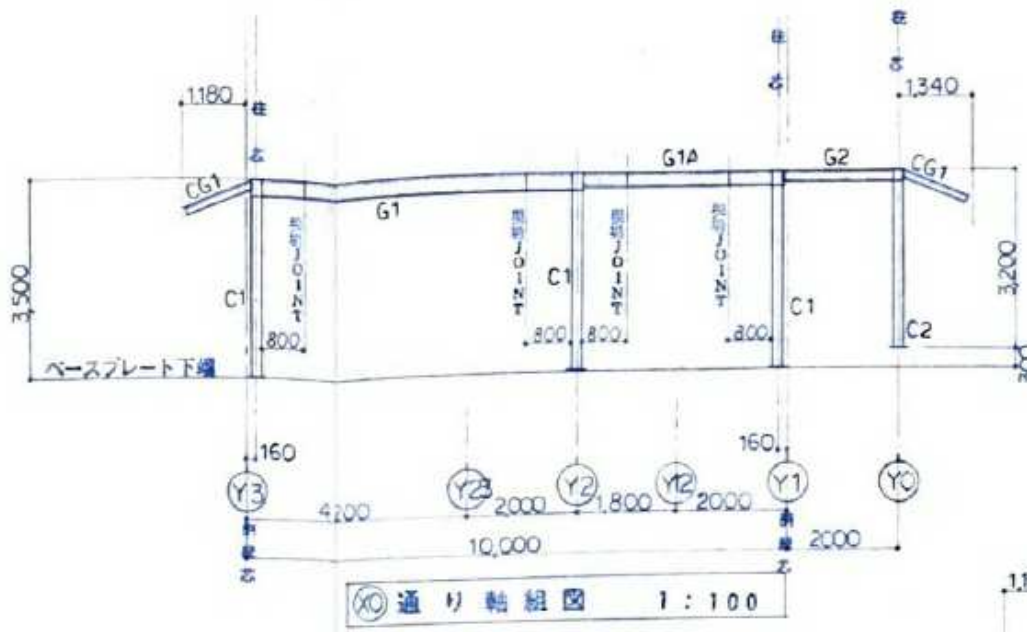
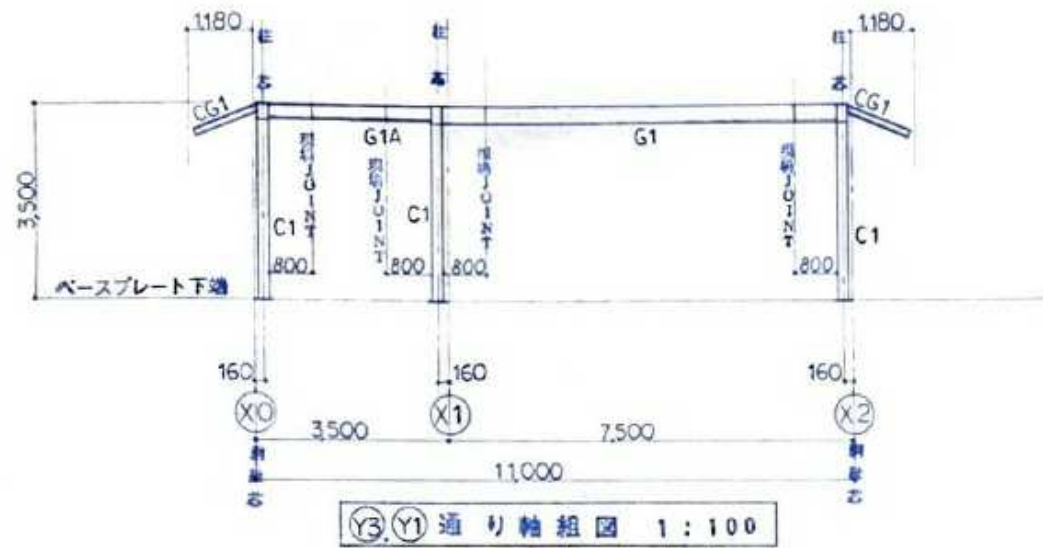
梁柱リスト

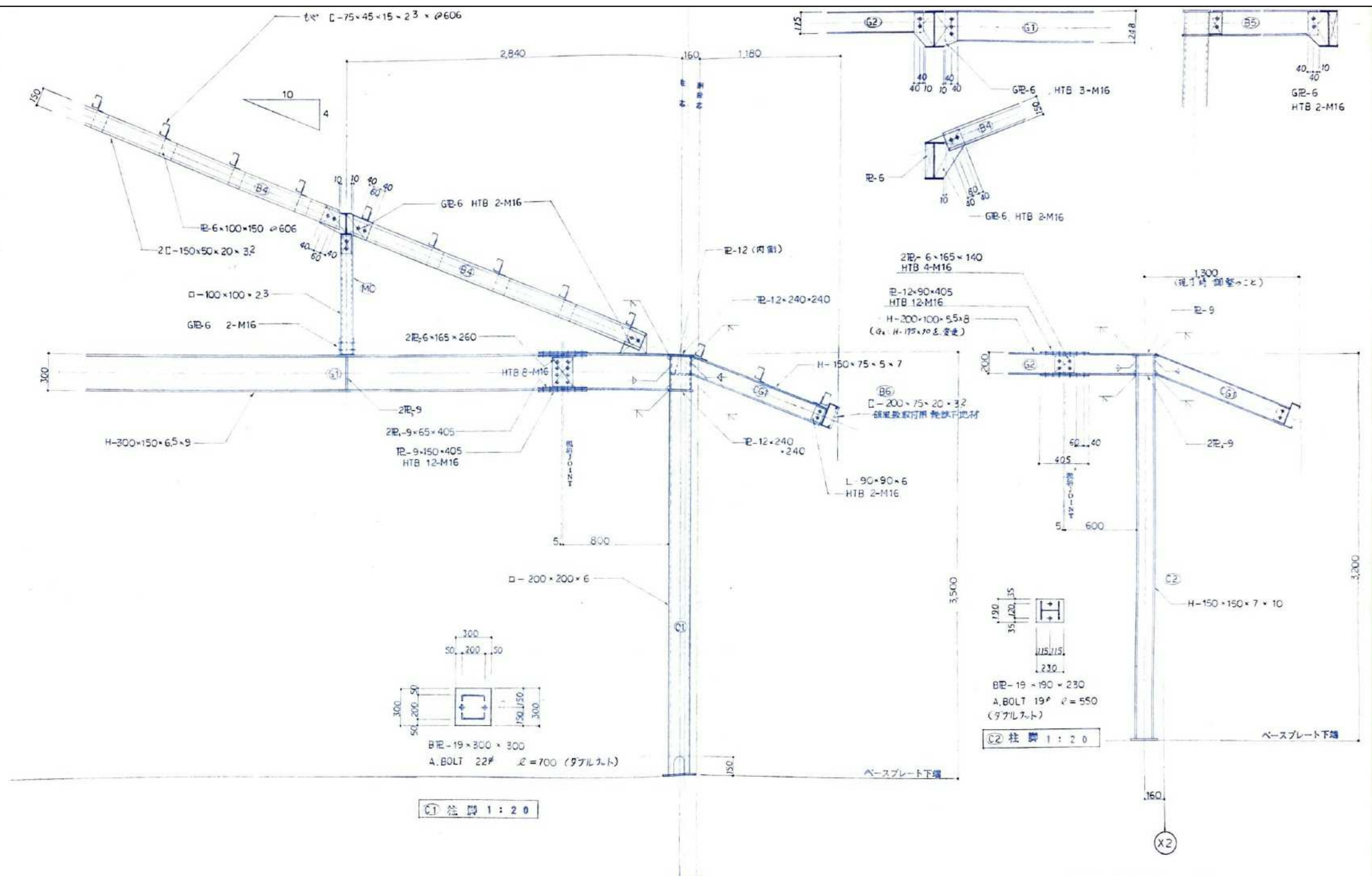
符号	階	主材	GR	HTB
G1		H-300×150×6.5×9	詳細図参照	
G2		H-200×100×5.5×8	詳細図参照	
G1A		H-250×125×6×9	詳細図参照	
B1		H-248×124×5×8	詳細図参照	
B2		H-175×90×5×8	詳細図参照	
B3		H-175×90×5×8	B2に同じ	
B4		2[-150×50×20×3.2]	詳細図参照	
B5		H-175×90×5×8	GR-6	2-M16

梁柱リスト

符号	階	主材	GR	HTB
B6		[-200×75×20×3.2]	詳細図参照	
T1, T2		H-175×90×5×8	GR-6	2-M16
CG1 CB1		H-150×75×5×7	詳細図参照 (ボクレン)	
B7		[-75×45×15×2.3]	GR-6	2-M16
V		[-150×50×20×3.2]	GR-6	2-M16
C1		□-200×200×6		
C2		H-150×150×7×10		
MC		□-100×100×2.3		

鉄骨軸組図 1:100

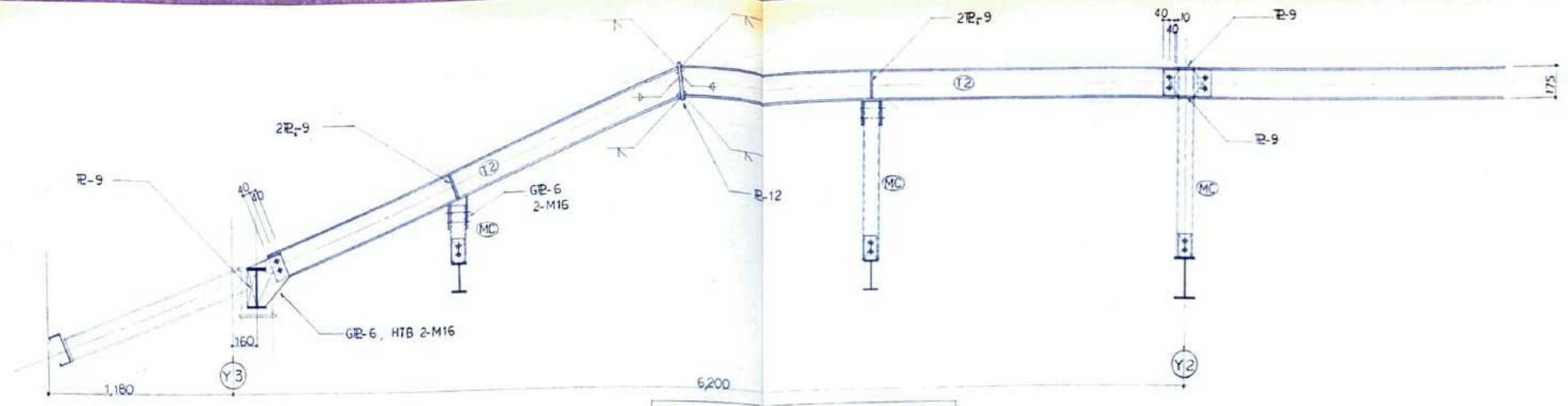




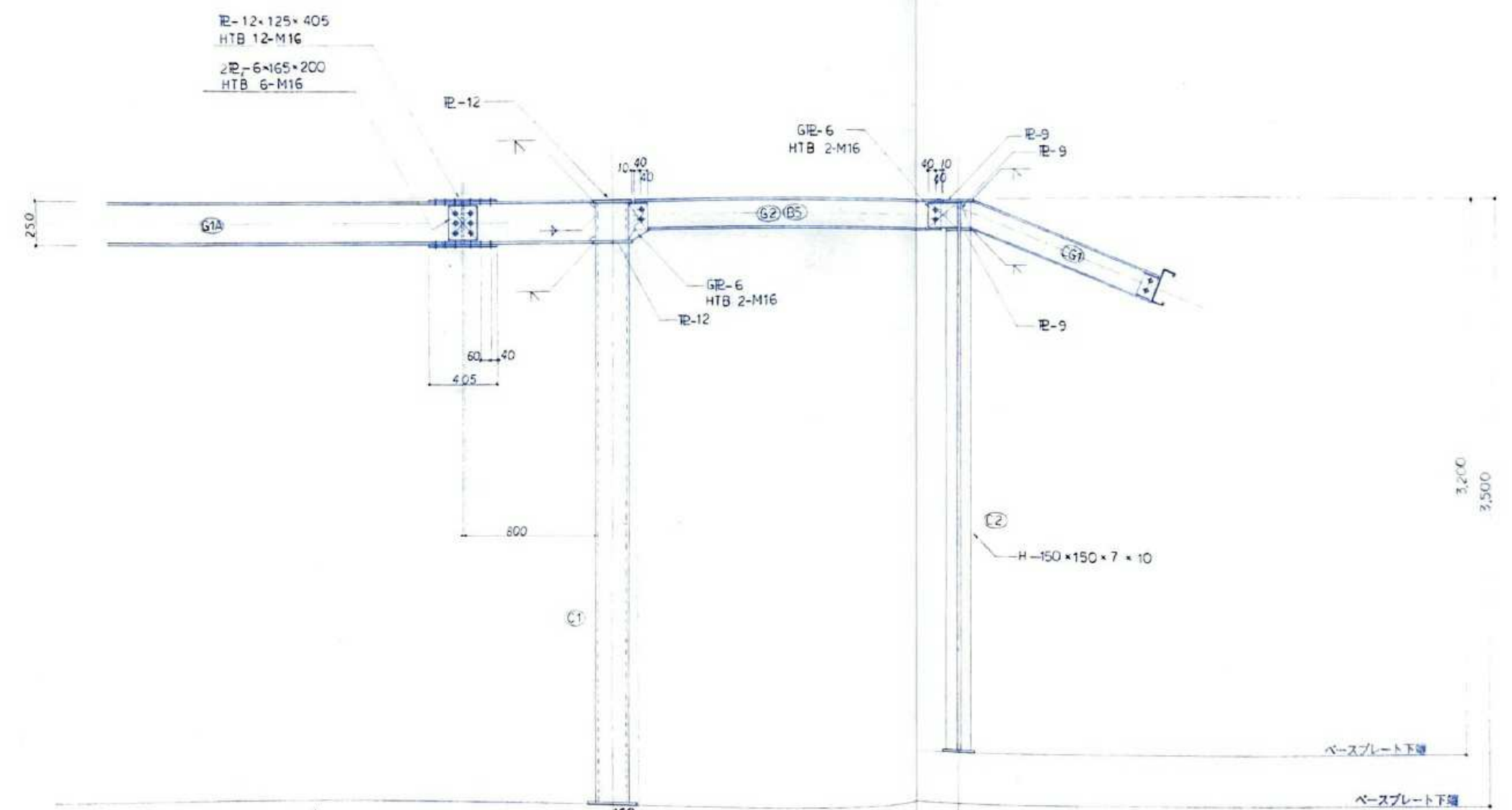
Y2 通り鉄骨詳細図 1:20

Y0 通り鉄骨詳細図 1:20

<b>松井建築設計事務所</b> 〒301 茨城県竜ヶ崎市新町4100 TEL 02976-4-1612		工事名称 市役所西部出張所(仮称)新築工事 (建築工事) 図面名称 鉄骨詳細図 (1)	NO A25
--	--	--	-----------

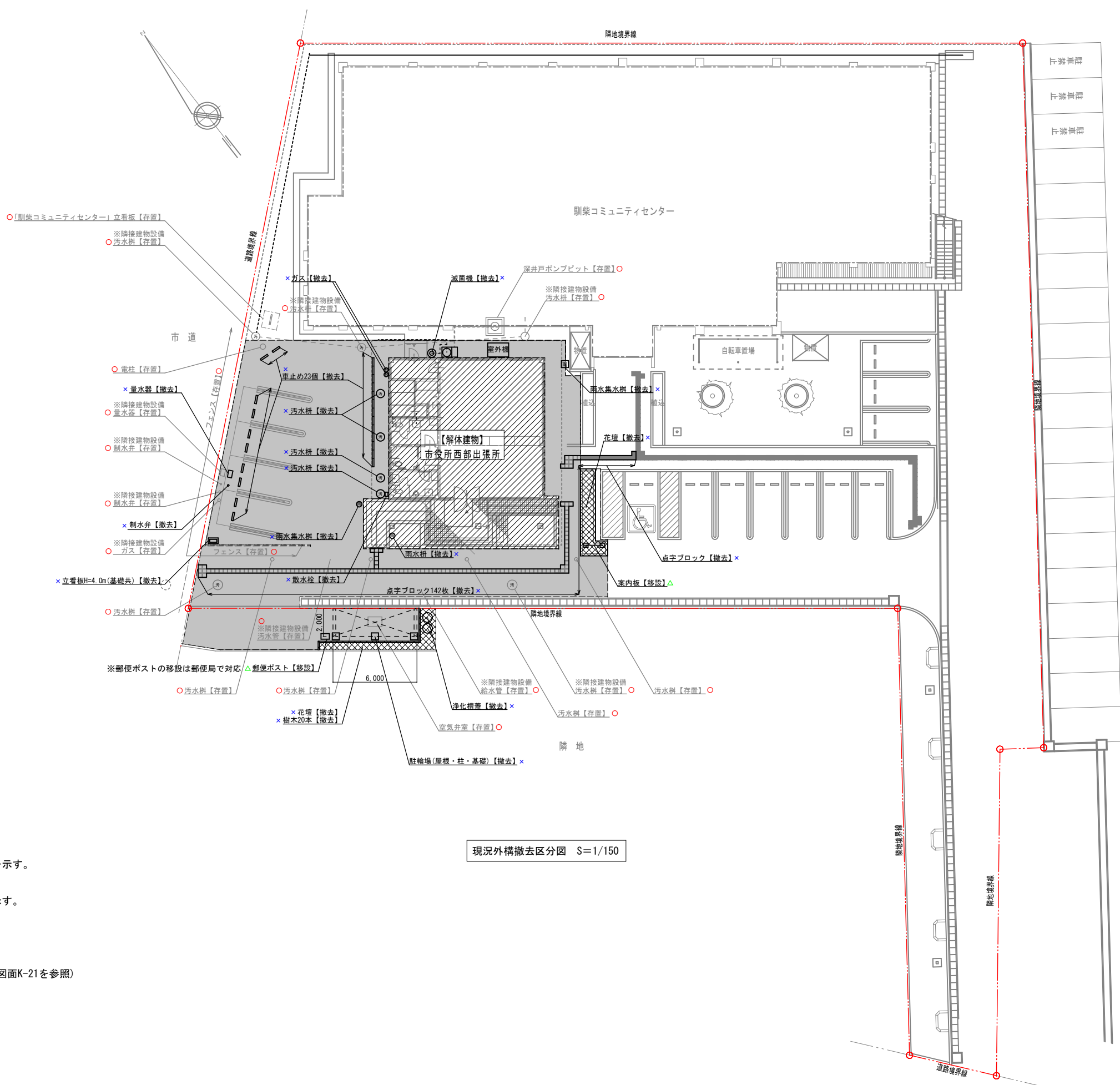


② 梁鉄骨詳細図 1:20  
[①と同様]



③ 梁鉄骨詳細図 1:20

<b>松井建築設計事務所</b> 〒301 茨城県竜ヶ崎市新町4100 TEL 02976-4-1612 一級建築士第145810号 松井一正	工事名称	市民局西洋出張所(仮称)耐震工事 (建築工事)	NO
	図面名称	鉄骨詳細図(2)	A 26
	縮尺	1/20	日付 2023.07.3

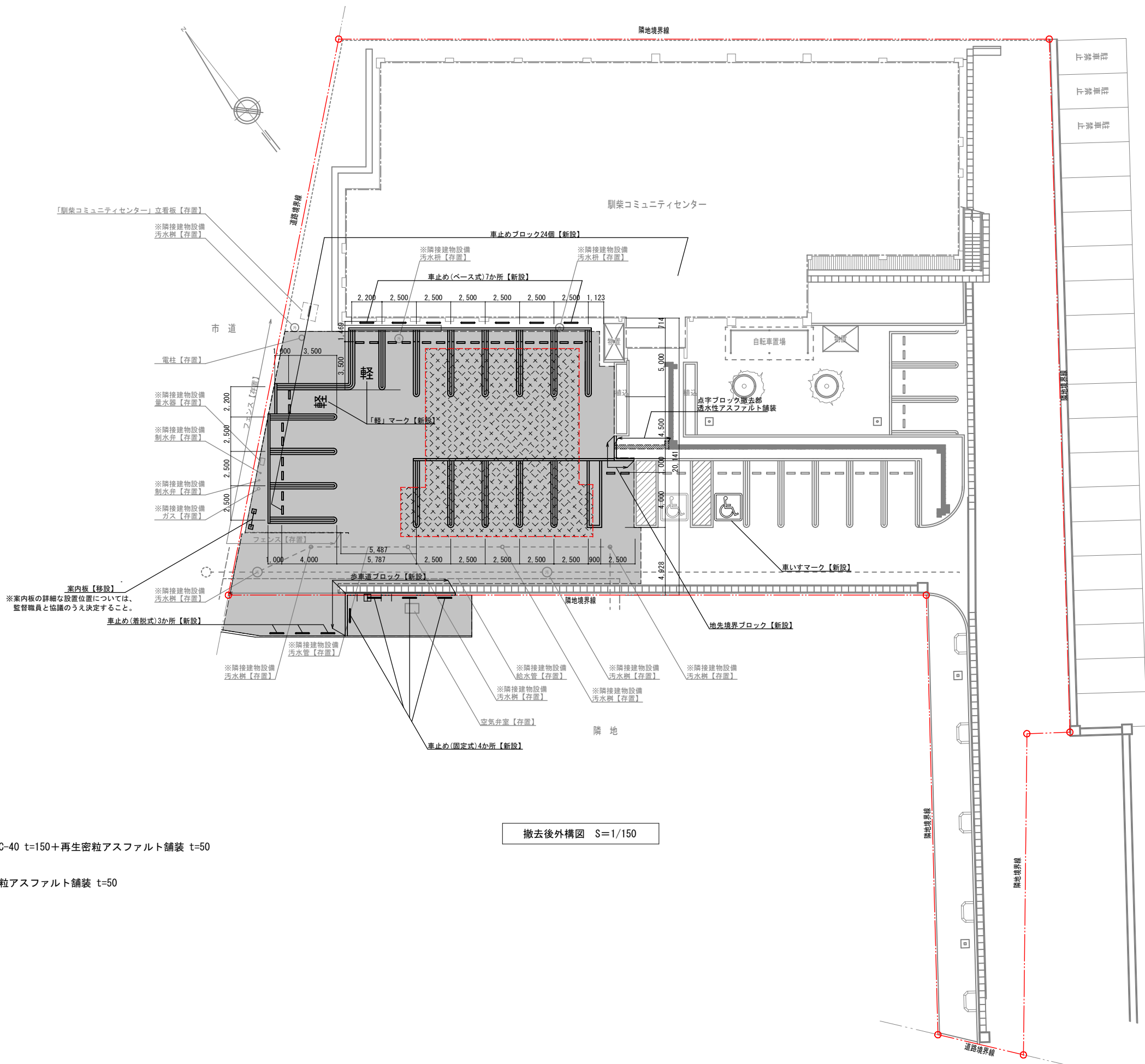


《凡例》

- : アスファルト舗装カッター入部分を示す。
- : アスファルト舗装【撤去】範囲を示す。
- : 存置
- × : 撤去
- △ : 移設(移設後の設置位置については、図面K-21を参照)

【撤去】と明示のあるものは全て撤去とする。

現況外構撤去区分図 S=1/150



《凡例》

- : 建物等撤去跡盛土+路盤RC-40 t=150+再生密粒アスファルト舗装 t=50
- : 路盤RC-40 t=150+再生密粒アスファルト舗装 t=50

撤去後外構図 S=1/150

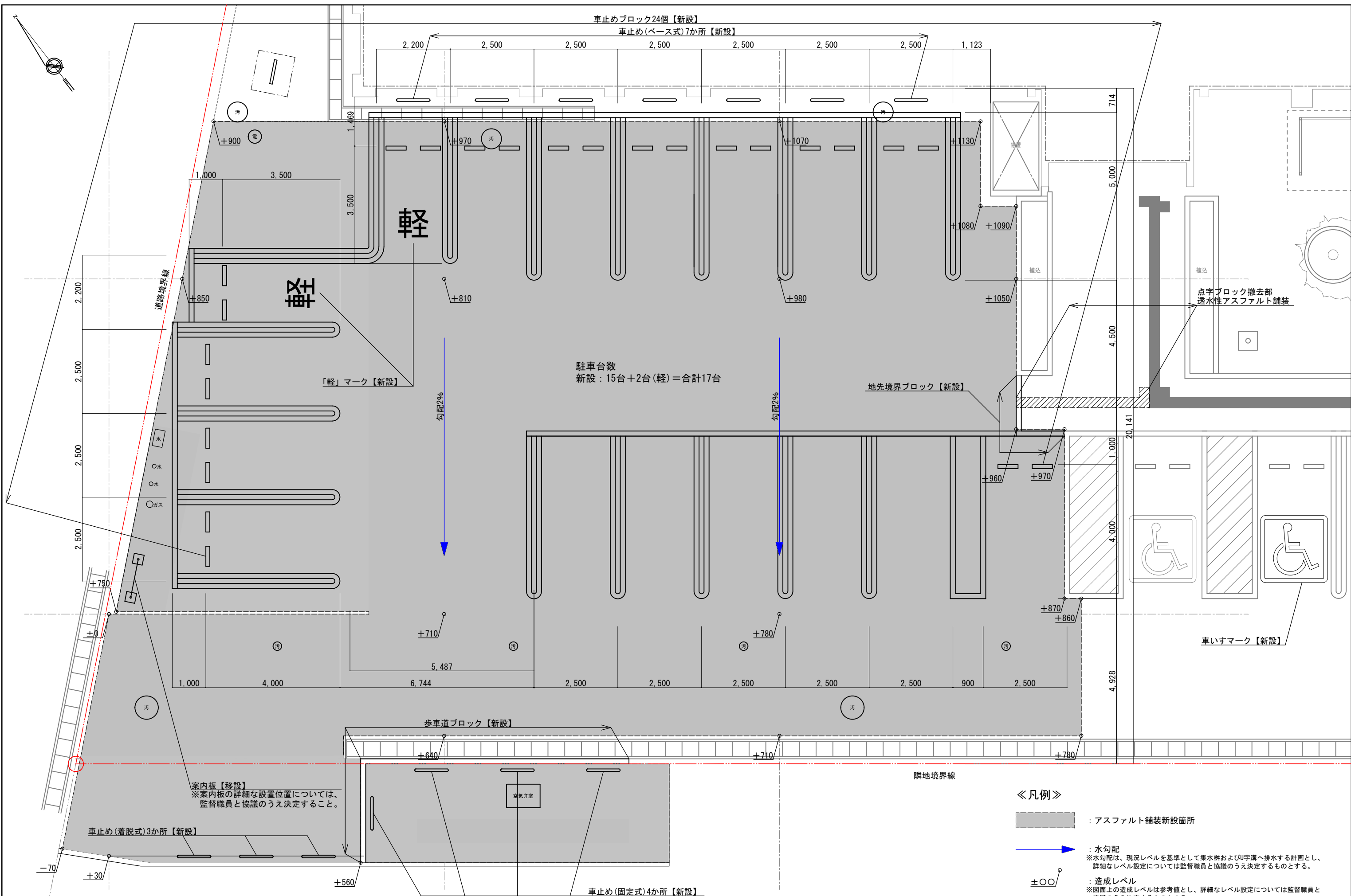
備考

照査 設計 作図 年月




縮尺  
 A1:S=1/150  
 A3:S=1/300

工事名称 令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事  
 図面名称 撤去後全体外構図

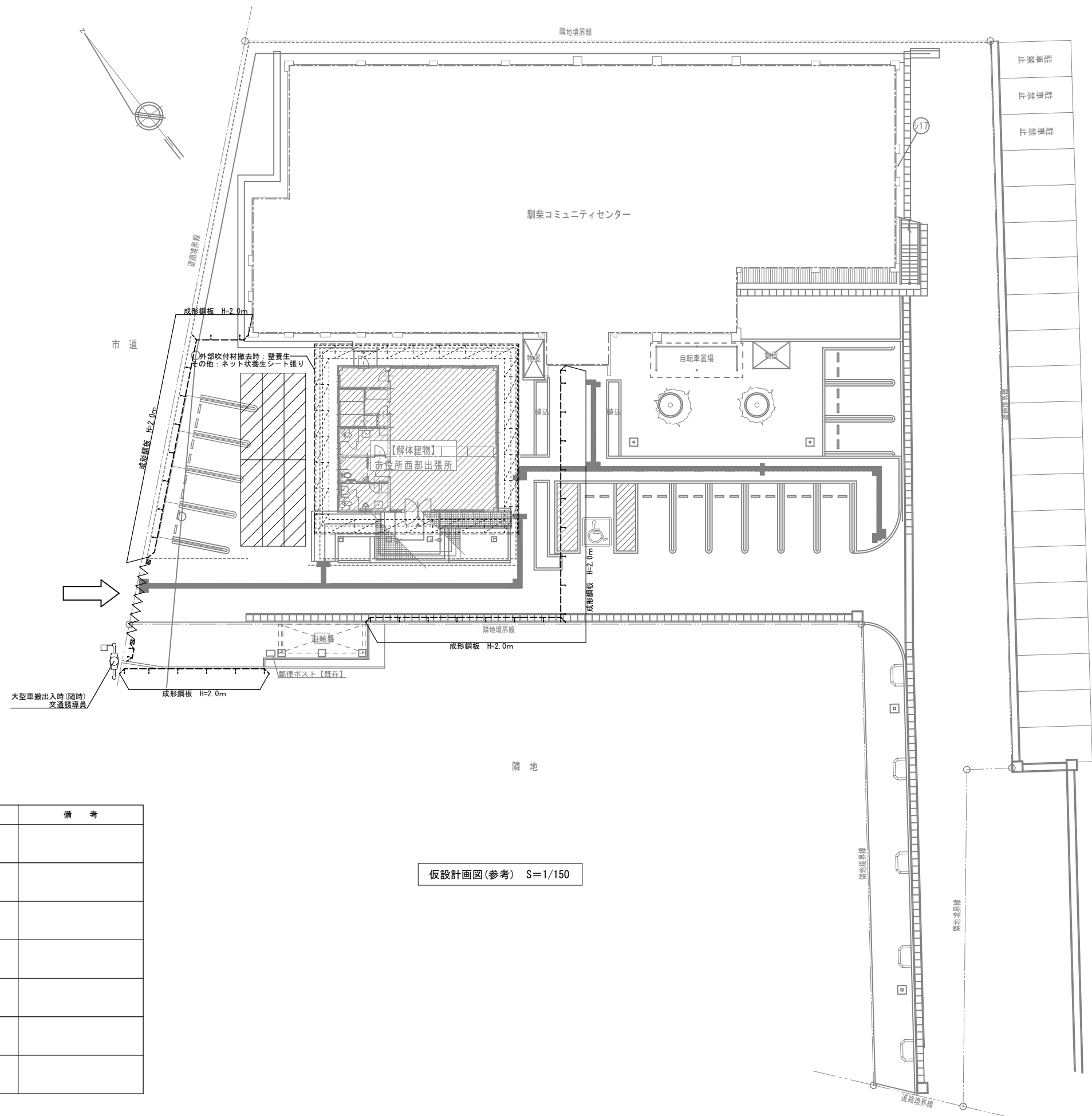
NO.  
 K-21



《凡例》

-  : アスファルト舗装新設箇所
-  : 水勾配  
※水勾配は、現況レベルを基準として集水溝およびU字溝へ排水する計画とし、  
詳細なレベル設定については監督職員と協議のうえ決定するものとする。
-  : 造成レベル  
※図面上の造成レベルは参考値とし、詳細なレベル設定については監督職員と  
協議のうえ決定するものとする。

備考	照査	設計	作図	年月	縮尺	工事名称	NO.
				2026.02	A1:S=1/50 A3:S=1/100	令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事	K-22
						図面名称	
						駐車場拡大図	



凡例	名称	参考数量	備考
	成形鋼板 H=2.0m	57.8m	
	n ネット W5.4×H4.5m	1.0か所	
	敷き鉄板 t=22	54.0㎡	
	交通誘導員	適宜	
	くさび緊結式足場 W900 H=4.0m ネット状養生シート	積算基準による。 (任意仮設)	
	工事車両出入口		

仮設計画図(参考) S=1/150



つくば建築設計事務所株式会社  
 茨城県龍ヶ崎市川原代町字小屋1059-1  
 一級建築士事務所 茨城県第A-1272号  
 一級建築士 大臣登録 第358477号 菊池 潤

備考

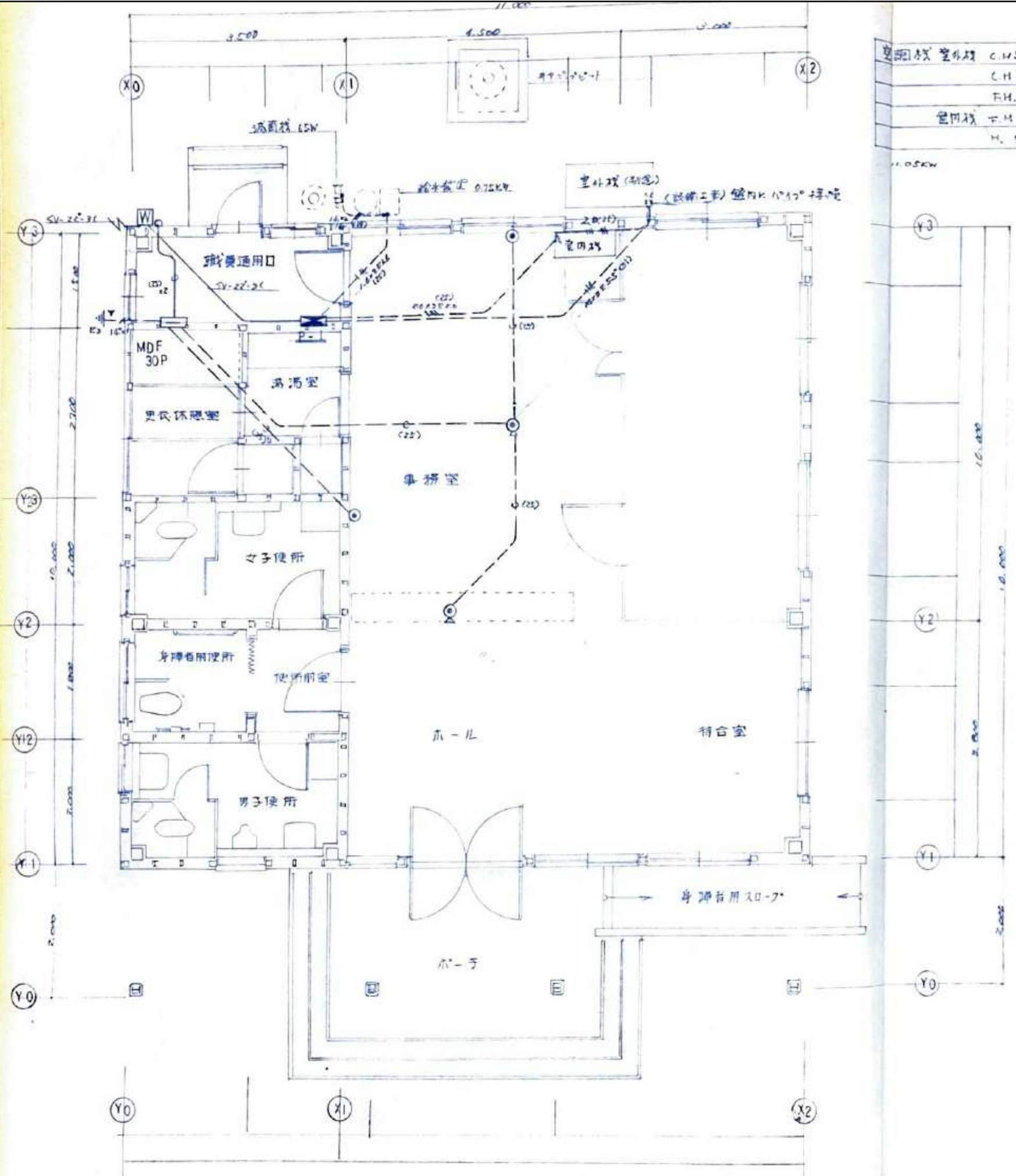
照査 設計 作図 年月  
2026.02

縮尺  
A1:S=1/150  
A3:S=1/300

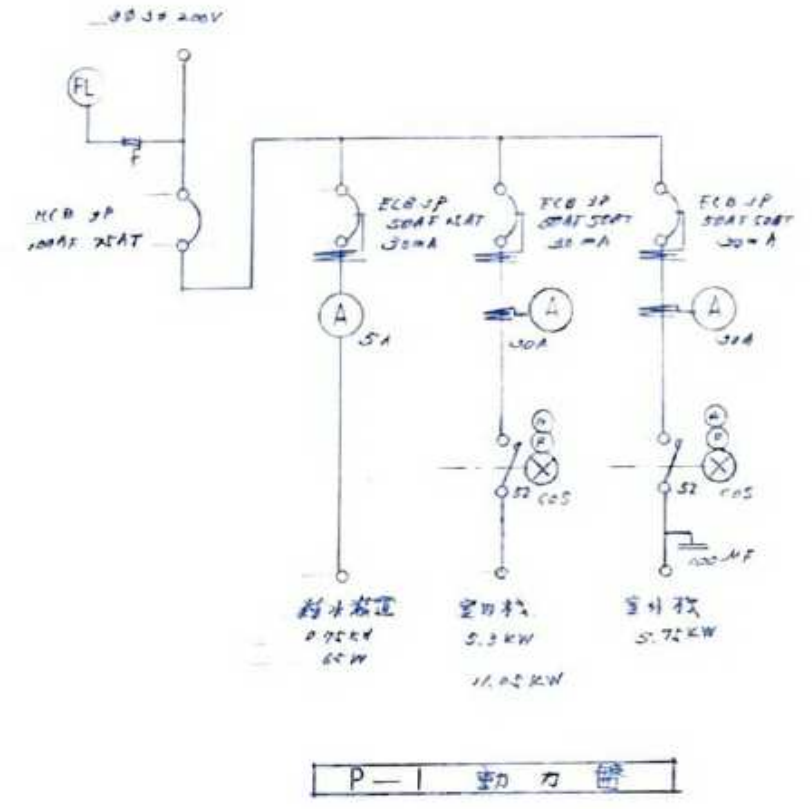
工事名称 令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事  
 図面名称 仮設計画図(参考)

NO.  
K-23





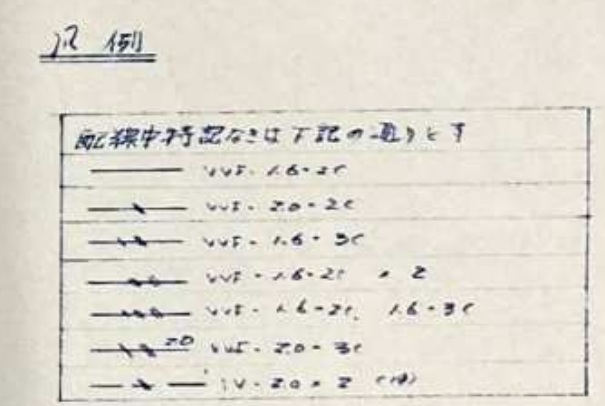
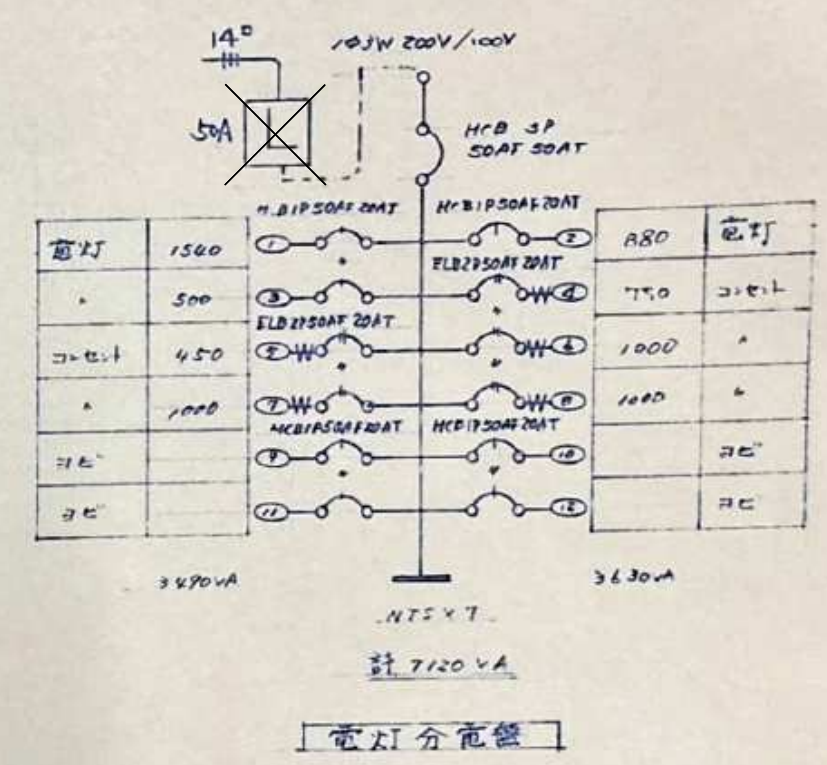
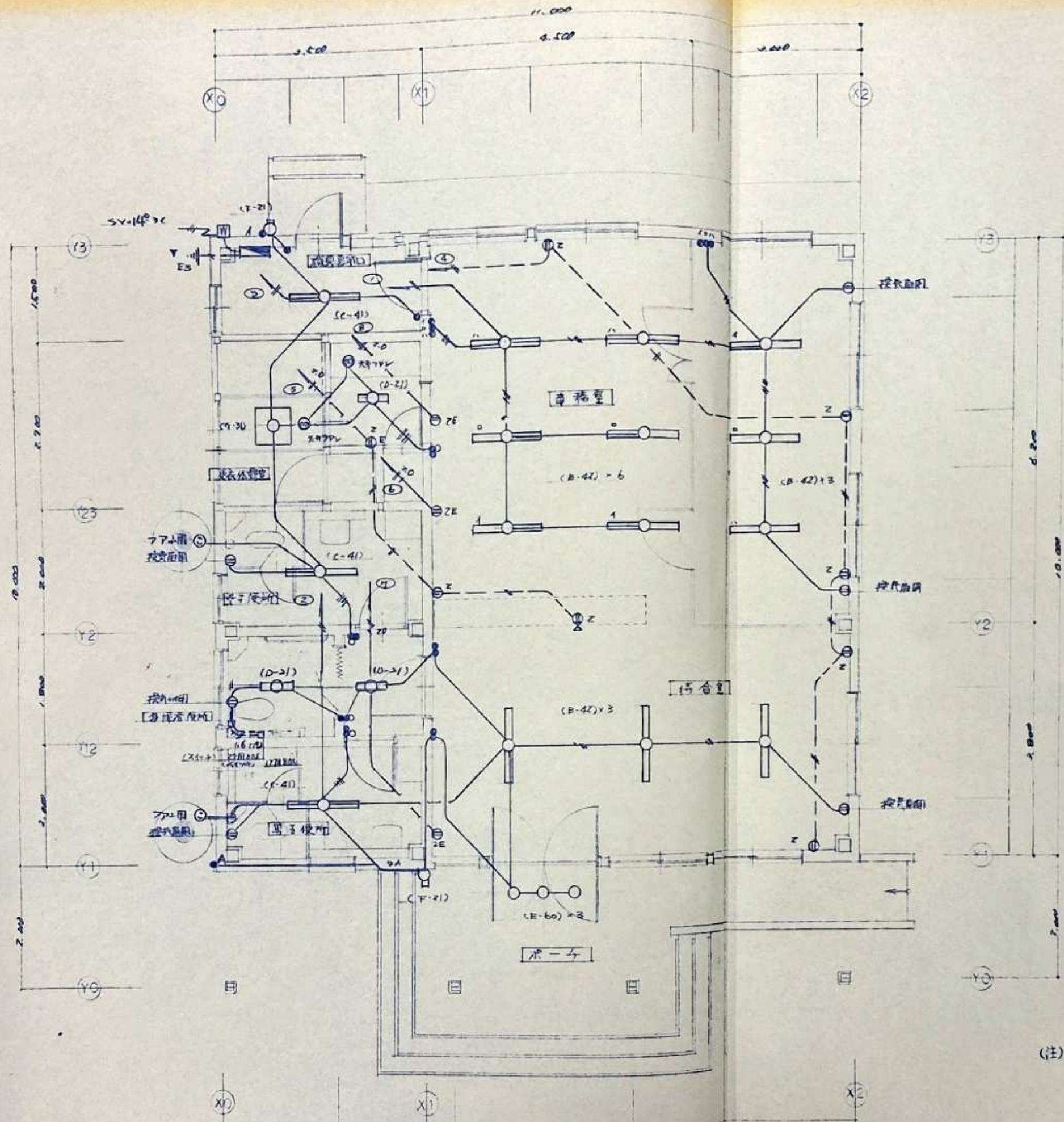
空調機 室外機	C.M.S.5KW
	C.H.50W
	F.H.0.1KW×2
照明機	F.H.0.2KW
	H.5.1KW



※1. 電話配線撤去処分 ICT0.4-2P (管路)  
 外線電話機×1、内線電話機×1、子器×1取外し、役場へ納める  
 LAN配線撤去処分 CAT5e (VEモジュール) ≒ 50m  
 LAN機器取外し役場へ納める、HUB ≒ 4台

(注) 1. ( ) 内は 鋼管電線管使用  
 (床下は土間コンクリート内配管とする。)

(注) 2. FI 配りスイッチについては 電灯機アース(E3)  
 に接続。

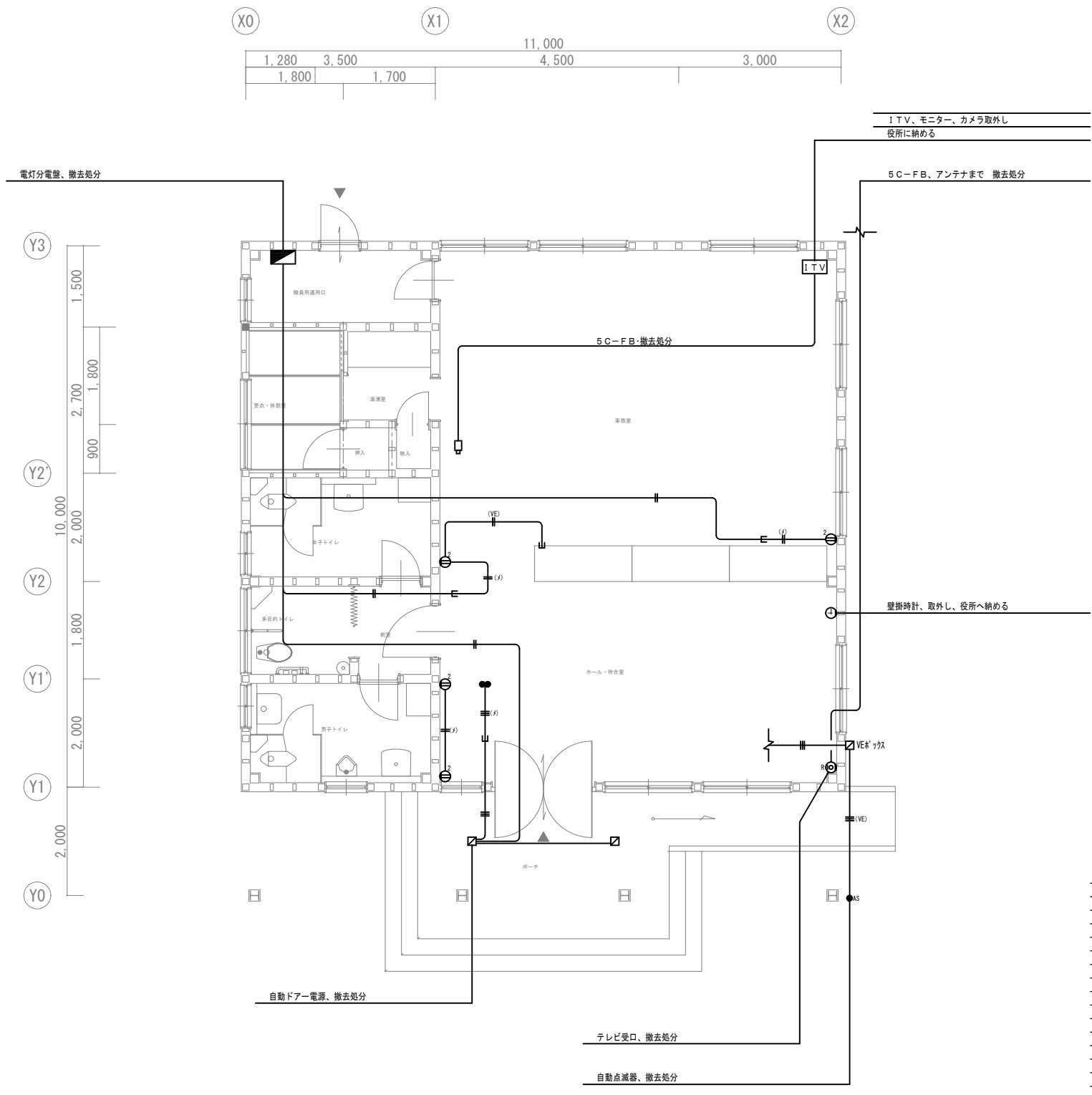


(注) 第3種接地……接地保護管(PE28)と、接地埋設杭(107)ト 90° x 600)を、含む。

A-42   FL-40W x 2	E-60   L-60W	I-	
B-42   FL-40W x 2	F-21   FL-20W x 1 吊り下げ型	J-	
C-41   FL-40W x 1	G-31   FCL-62W x 1	K-	
D-21   FL-20W x 1	H-	L-	

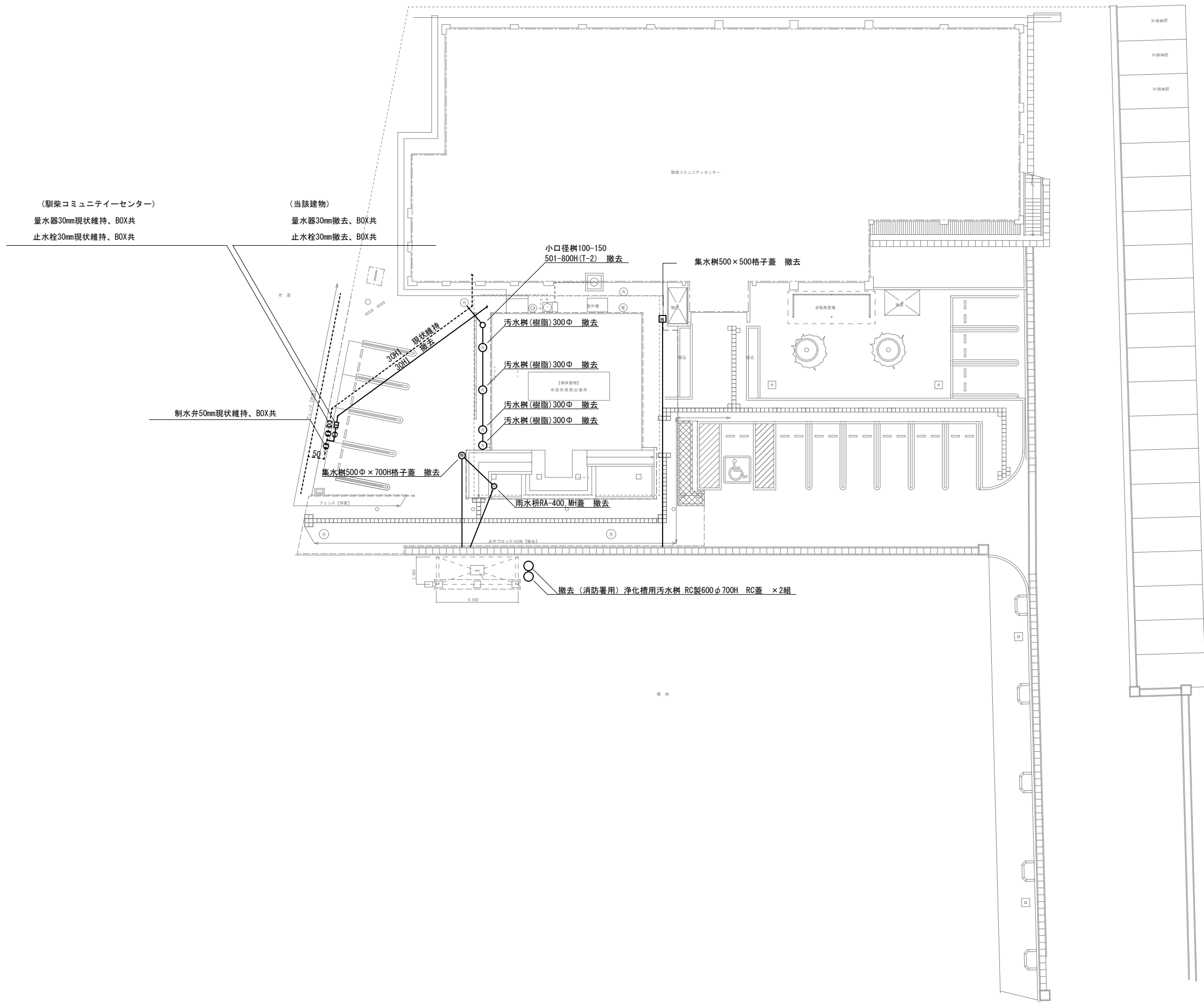
発生材の処理等

- ※ 発注者に引き渡しを要するもの( 図示による )
  - ※ 構外搬出とし、関係法令に準拠し適切に処理し、監督員に報告する。
    - ・ 特別管理産業廃棄物(・PCB機器 )
  - ※ 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に運搬車である旨の表示をし、関係書類を携帯すること。
  - ※ 撤去した電気機器や照明器具の安定器は、PCBの含有量が基準値未満であるか、含まないことを確認のうえ、処理すること。報告書を提出  なお、含有量が基準値以上である場合は、報告の上 対応とする。
  - ※ 再資源化等するもの ※電線、ケーブル ※配電盤類 ・その他(                    )
    - ・ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の対象となるもの(                    )
- は、同法の定めに従って処理すること。

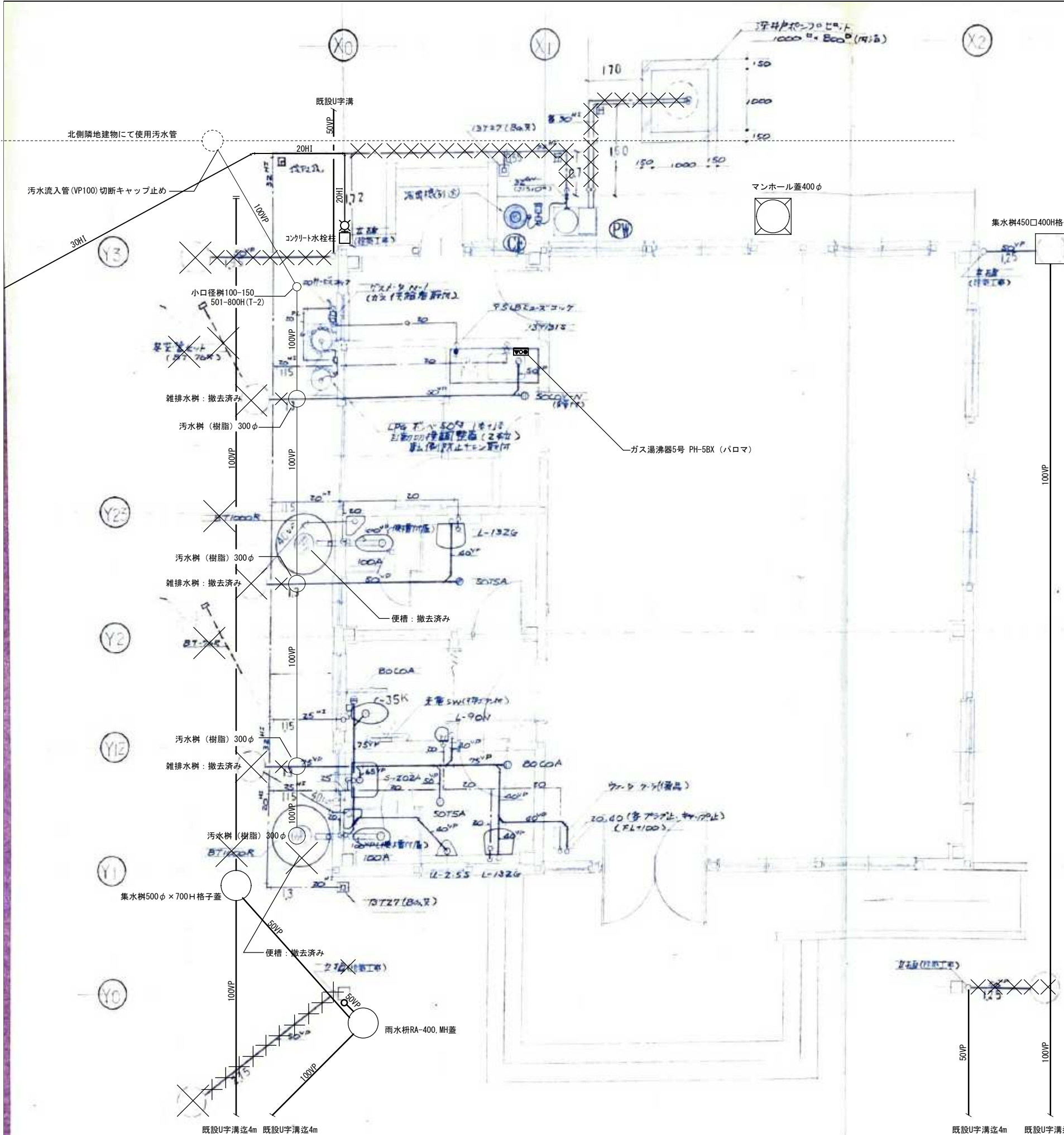


特記なき配線は下記による

—	VVF2.0-2C	撤去処分
—	VVF2.0-2C (メタルA)	
—	VVF2.0-2C (VEモール)	
—	VVF1.6-2C	
—	VVF1.6-3C	
—	VVF1.6-3C (メタルA)	
—	VVF1.6-3C (VE16)	

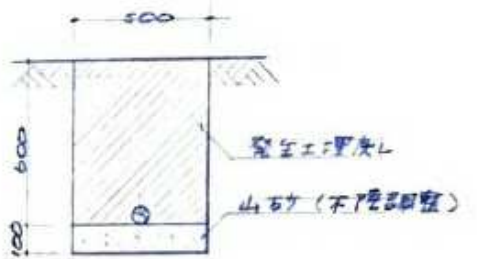


備考	照査	設計	作図	年月	縮尺	工事名称	NO.
				2026.02	A1:S=1/150 A3:S=1/300	令和8年度西部出張所解体及び駐車場整備工事	M-01
						図面名称	
						配置図	

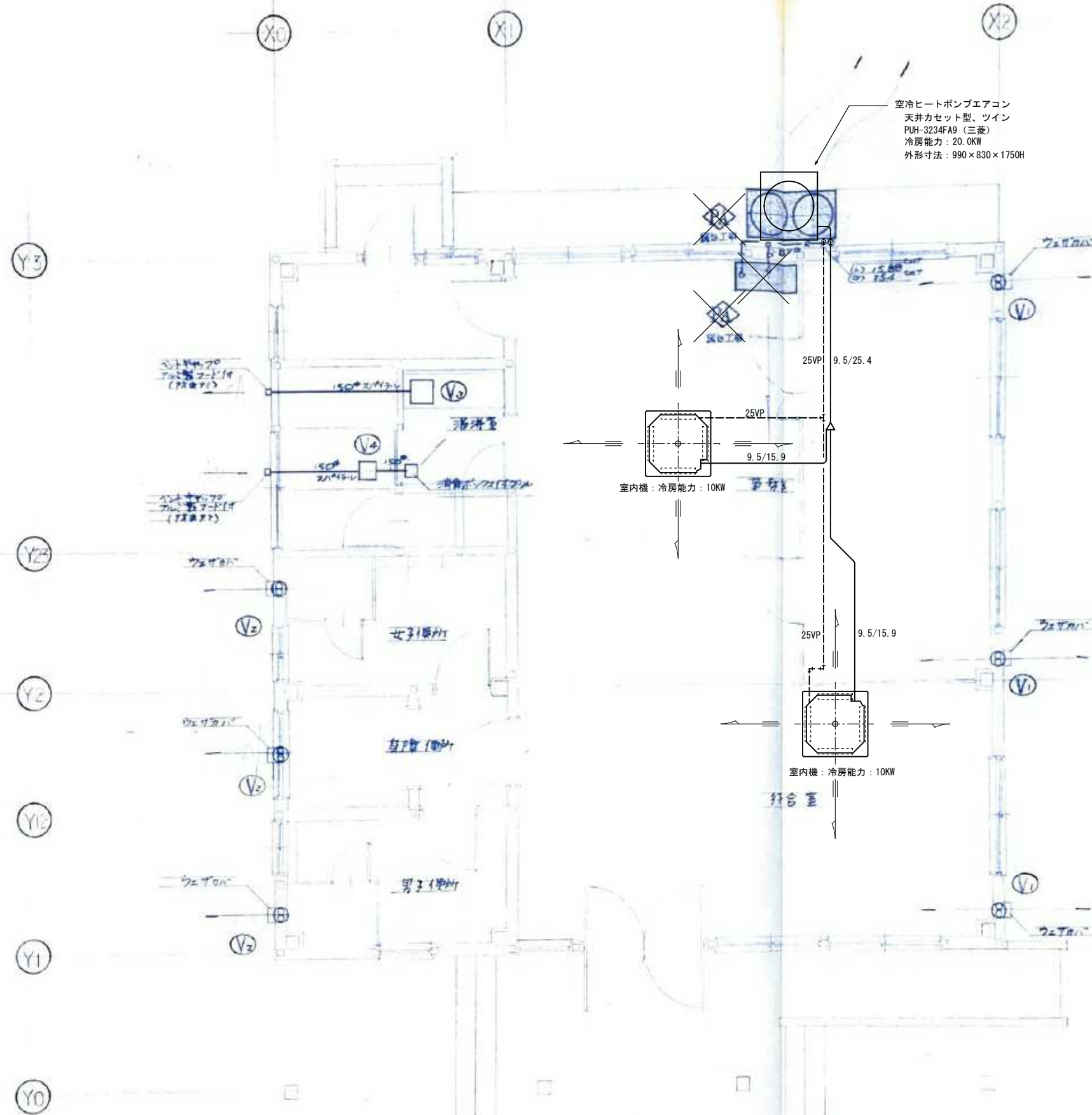


保温仕様

施工区分	施工仕様
給水管 露出	1) ポリスチレン保温管④40 2) アスファルト・フィラ③ 3) 鉄線 4) SUS 7ヶ所 0.3尺
・ 露出隠蔽	1) ポリスチレン保温管④20 2) 粘着⑦70 3) アスファルトクロス
・ 土中埋設	鋼管: 防食ビニル⑦70 1/2重巻 2回巻
・ 〃	HZ管: 保温・防食加工なし
排水管	保温・防食加工なし
ガス管 土中埋設	PLPE 防食鋼管: 防食ビニル⑦70 1/2重巻 2回巻
その他	その他部は全て錆止 2回巻



給水管 埋設埋戻し標準断面図



空冷ヒートポンプエアコン  
天井カセット型、ツイン  
PUH-3234FA9 (三菱)  
冷房能力：20.0KW  
外形寸法：990×830×1750H

令20第4.21に33%計算  
湯沸室：ガスコンロ 0.29kw  
V = 40kQ (2%)  
= 40 × 29 × 0.2  
= 1032 2/3  
27.77 = 210 2/3 > 1032 2/3

室内機：冷房能力：10KW

室内機：冷房能力：10KW

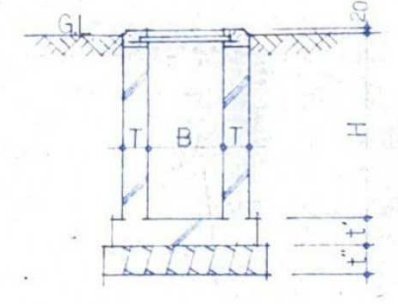
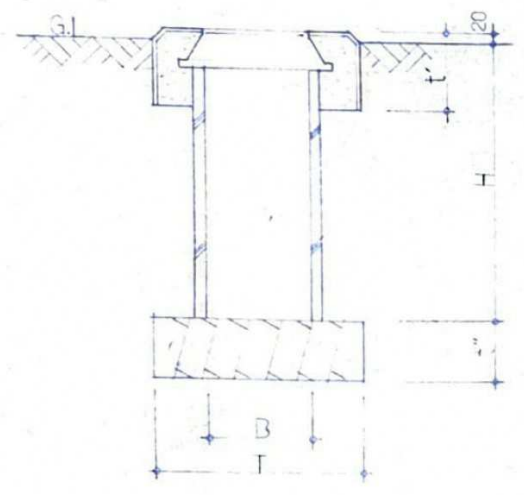




弁機

VC-12

VC-3,4,5

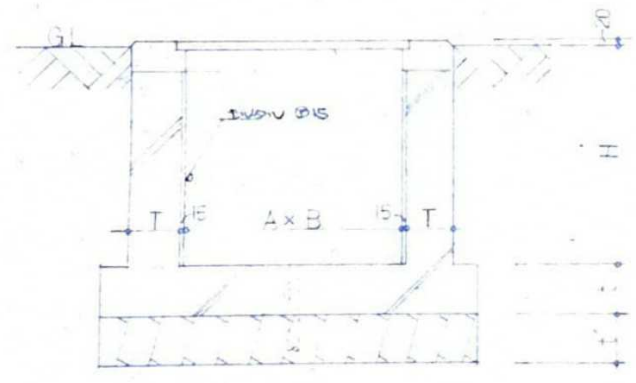


- <注>
- (a) VC-1,2は側壁K10-A管を使用する。
  - (b) VC-3,4,5のコンクリート部には必要に応じて鉄筋を入れる。
  - (c) 樹底部には必要ある場合は木蓋を設ける。
  - (d) B, H寸法は50mmの仕切寸法とする。

記号	弁の呼び径	B	H	T	t	t'	蓋
VC-1	40以下	200Φ	550	400	150	120	B1
VC-2			850				
VC-3	50~80	300×300	700	100	100	120	B2-A
VC-4			900				
VC-5	100~200	450×450	1200	120	120	120	B2-B

量水器機

記号	A×B	H	T	t	t	蓋	量水器 口径
MC-1 450	430×310	450	100	100	120	MB-1	20 40
MC-1 750		750					
MC-2 450	710×510	450	100	100	120	MB-2	50 80
MC-2 750		750					
MC-3 450	1100×710	450	120	120	120	MB-3	100 150
MC-3 750		750					



- <注>
- (a) 量水器機用蓋は鋼鉄製とし蓋表側に「量水器」の字を鋳出す。蓋の寸法は必要に応じて変更する。口径MB-1は大型ものに適用する。
  - (b) コンクリート部には必要に応じて鉄筋を入れる。
  - (c) 樹底部には必要ある場合は木蓋を設ける。

汚水機 寸法表

呼名	B	H	T	t	t'	蓋
SA 400	400Φ	400以下	35		100	400Φ
SA 500	"	410~500	"		"	"
SA 600	"	510~600	"		"	"
SB 800	500Φ	610~800	42		100	500Φ
SB 1000	"	810~1000	"		"	"
SB 1200	"	1010~1200	"		"	"
SC-2 1600	900Φ	1210~1600	150	150	150	600Φ
SC-2 1900	"	1610~1900	"	"	"	"
SC-2 2200	"	1910~2200	"	"	"	"
SC-2 2500	"	2210~2500	"	"	"	"
SC-3 2800	1200Φ	2510~2800	180	200	200	600Φ
SC-3 3100	"	2810~3100	"	"	"	"
SC-3 3400	"	3110~3400	"	"	"	"
SC-3 3700	"	3410~3700	"	"	"	"
SC-1 800	900Φ	610~800	150	150	150	600Φ
SC-1 1000	"	810~1000	"	"	"	"
SC-1 1200	"	1010~1200	"	"	"	"

雨水機 寸法表

呼名	B	H	T	t	t'	蓋
RA 400	400Φ	400以下	35	50	100	490Φ
RA 500	"	410~500	"	"	"	"
RA 600	"	510~600	"	"	"	"
RB 800	500Φ	610~800	42	50	100	604Φ
RB 1000	"	810~1000	"	"	"	"
RB 1200	"	1010~1200	"	"	"	"
RC-2 1600	900Φ	1210~1600	150	150	150	650Φ
RC-2 1900	"	1610~1900	"	"	"	"
RC-2 2200	"	1910~2200	"	"	"	"
RC-2 2500	"	2210~2500	"	"	"	"
RC-3 2800	1200Φ	2510~2800	180	200	200	650Φ
RC-3 3100	"	2810~3100	"	"	"	"
RC-3 3400	"	3110~3400	"	"	"	"
RC-3 3700	"	3410~3700	"	"	"	"
RC-1 800	900Φ	610~800	150	150	150	650Φ
RC-1 1000	"	810~1000	"	"	"	"
RC-1 1200	"	1010~1200	"	"	"	"